

平成14年 第3回沼田町議会定例会 会議録

平成14年 9月 9日 (月)
午前10時04分 開会

1. 出席議員

議長	4番	吉田好宏	議員	1番	久保寛	議員
	2番	野道夫	議員	3番	室田俊朗	議員
	5番	中村進	議員	6番	山田英次	議員
	7番	橋場守	議員	8番	大沼恒雄	議員
	9番	横山忠男	議員	10番	山木一男	議員
	11番	谷口清治	議員	12番	吉田俊一	議員
	13番	絵内勝己	議員	14番	杉本邦雄	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	西田篤正	君	監査委員	岩寺一之	君
教育委員会 委員長	山本秀雄	君	農業委員会 会長	中山勝	君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助役	市橋忠晴	君	収入役	藤間武	君
総務課長	平木昭良	君	地域振興課長	松田剛	君
財政課長	辻山典哉	君	農業振興課長	矢野潔	君
住民生活課長	辻広治	君	健康福祉課長	中村幸雄	君
建設課長	野々宮宏	君	和風園園長	半田昭雄	君
旭寿園園長	野原耕次	君			

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長 篠田繁彦 君 次長 金平嘉則 君

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢野 潔) 君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 金子 幸保 君 議事係長 浅野 信行 君

8. 全日程の付議案件

(議件番号)	(件名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	議長諸般報告
認定第 1 号	平成 13 年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定について
認定第 2 号	平成 13 年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定について
	町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告
	一般質問
承認第 6 号	専決処分の承認を求めることについて
議案第 70 号	北空知衛生施設組合規約の一部を変更する規約について
議案第 71 号	北空知衛生センター組合規約の一部を変更する規約について
議案第 72 号	住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例について
議案第 73 号	町税条例の一部を改正する条例について
議案第 74 号	沼田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第 75 号	平成 14 年度沼田町一般会計補正予算について
議案第 76 号	平成 14 年度沼田町水道事業会計補正予算について
同意第 1 号	教育委員会委員の任命について
陳情第 1 号	義務教育費国庫負担法から学校事務職員・栄養職員の給与費を適用除外することに反対する陳情について
意見案第 7 号	国有林野事業の組織機構改革に関する要望意見書（案） について
意見案第 8 号	道路整備に関する意見書（案）について
意見案第 9 号	明年度税制改正に伴う「地方税源の確保に関する意見書」（案） について
議案第 77 号	沼田町養護老人ホーム（和風園）貯雪庫新築工事の請負契約 について
意見案第 10 号	義務教育費国庫負担法から学校事務職員・栄養職員の給与費 を適用除外することに反対する要望意見書（案）について

(開 会 宣 言)

○議長（吉田好宏議長）これより本日をもって招集されました、平成14年第3回沼田町議会定例会を開会致します。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉田好宏議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番橋場議員、9番横山議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（吉田好宏議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告を願います。野委員長。

(野委員長 登壇)

○委員長（野委員長）平成14年第3回沼田町議会定例会の会期につきまして、議会運営委員会の審議結果を報告申し上げます。

去る9月4日、午後3時から議会運営委員と正副議長出席のもと開催し、議会事務局より今定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの諮問事項を受けたところであります。これによりますと、本定例会に提出される案件として諸般報告2件、一般質問、町長に対して5人9件、教育長に対して2人2件の計11件、平成14年度補正予算2件、承認案件1件、認定案件2件、同意案件1件の計4件、一般議案5件、また議長に提出されました陳情書、意見書等4件につきましては採択すべきものとして取り扱うことで意見の一致をみたところであります。

以上、付議事件全般について審議しました結果、本定例会の会期としては本日9日月曜日から10日の火曜日までの2日間とすることで意見の一致をみております。以上、申し上げ、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（吉田好宏議長）お諮り致します。本定例会の会期は委員長報告の通り、本日から10日までの2日間に致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から10日までの2日間に決しました。

(議長の諸般報告)

○議長（吉田好宏議長） 日程第3、議長の諸般報告については、前定例会以降の議会の動静、例月出納検査結果報告書を提出致しましたので、ご覧願います。

(一般会計等決算認定)

○議長（吉田好宏議長） 日程第4、認定第1号。平成13年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定についてを議題と致します。本件は、例年どおり全議員の決算特別委員会で審査することに致したいので、簡潔に提案の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長） 認定第1号。平成13年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成13年度沼田町一般会計等歳入歳出決算を、別冊、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成14年9月9日提出。沼田町長名でございます。

○議長（吉田好宏議長） 次に、監査委員の決算審査報告を求めます。

(岩寺監査委員、登壇)

○監査委員（岩寺一之代表監査委員） 山田監査委員と共に監査を致しました。その結果をご報告申し上げます。

(以下、平成13年度沼田町歳入歳出決算審査意見書を朗読)

○議長（吉田好宏議長） 監査委員の報告が終わりました。お諮り致します。ただ今議題となっています、認定第1号は議員全員による決算特別委員会を設置してその審査を付託し、次期定例会まで閉会中の継続審査に致したいと思えます。

更に、本特別委員会に地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与致したいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与してその審査を付託し、次期定例会までの閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（吉田好宏議長） 日程第5、認定第2号。平成13年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（野々宮宏課長） 認定第2号。平成13年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定について。地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成13年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算を、別冊、監査委員の意見をつけて議会の認定に

付する。「を」とありますが「に」に訂正させて戴きます。平成14年9月9日提出。
沼田町長名でございます。宜しくお願いいたします。

○議長（吉田好宏議長）次に、監査委員の決算審査報告を求めます。監査委員。

（岩寺監査委員、登壇）

○監査委員（岩寺一之代表監査委員）山田監査委員と共に監査を致しました。その結果をご報告申し上げます。

（以下、平成13年度沼田町水道事業会計決算審査意見書を朗読）

○議長（吉田好宏議長）監査委員の報告が終わりました。お諮り致します。ただ今議題となっております、認定第2号は所管の産建民教常任委員会にその審査を付託し、次期定例会まで閉会中の継続審査に致したいと思いをします。

更に、本特別委員会に地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与致したいと思いをします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、産建民教常任委員会に地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与してその審査を付託し、次期定例会までの閉会中の継続審査とすることに決しました。

（行政報告）

○議長（吉田好宏議長）日程第6、一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を議題と致します。始めに町長。

（西田篤正町長 登壇）

○町長（西田篤正町長）平成14年第3回の定例会をご召集申し上げましたところ、ご多用の中ご出席賜りましたこと、心から厚く御礼を申し上げたいというふうに思います。ただ今より、一般執行報告をさせて頂きたいと思いをします。

（以下、一般行政報告を朗読）

○議長（吉田好宏議長）次に、教育長。

（篠田繁彦教育長 登壇）

○教育長（篠田繁彦教育長）第3回定例議会に当りまして、6月以降の教育行政報告を申し上げます。

（以下、平成14年度教育行政報告を朗読）

○議長（吉田好宏議長）以上で、行政報告を終わります。ここで、休憩を致します。

10時43分 休憩

13時10分 再会

（一般質問）

○議長（吉田好宏議長）再会致します。日程第7、一般質問を行います。始めに町長に対して、通告順に順次発言を許します。13番、絵内議員、ふるさとクーポン券について質問してください。

○13番（絵内勝己議員）13番、絵内です。ふるさとクーポン券についてお伺いしたいと思います。ふるさとクーポン券について、ここ数年、年を増すごとに町民皆さん方に人気が高く、今回も1時間ほどで完売となるなど、町民の方が多く求めていますので、本年も2回目、12月に予定をしておりますので、少し増額をしてはどうかと思いますけども、町長の御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）ご質問のように、過去3回目の発行でありますけども、今年度は非常に多くの町民の皆さんのご利用と申しますか、お買い求めを頂いて早期に完売になった訳でありますけども、町づくり懇談会でも色々ご意見がありまして、販売方法或いは販売の額などについてですね、それぞれ検討してはどうかというようなご意見も頂きました。

12月に販売する時には、商工会或いは農協と十分連携、相談しながらですね、そういう面の改善を図れるのではないかと思います。12月に販売ですと、すでにもう9月ですので現在のところ商工会から増額に対する要請は、私どもに来ておりませんし本年度は指定の金額で1億200万という総額の販売額で望むより仕方がないのかなど、まあ販売方法については申し上げましたように若干の検討を加えて一人でも多くの町民の皆さんがお買い求めできるような方法を考えていきたいと思っていますところであります。

○議長（吉田好宏議長）13番。

○13番（絵内勝己議員）一再一 増額については今、町長の方からお話があった訳でありますけども、今までもふるさとクーポン券について、ずいぶん何年間もそれぞれ、こういった事が進められてきている訳でありますけども、毎回そうなのですけども、町民の皆さん方が毎回の販売の中において、よく販売に対して努力頂いたというような声が非常に少ない訳であります。

毎回、不満、不服といいたまいますか、消化不良を起こしているようなそんな状況がみられるのが現状かと思います。それで、私の方から提案といいたまいますか、これからまた、今年の12月をはじめ来年どういうふうになるか分かりませんが、また、今後そういった方面について、また、取り組まれるとするならば、私はこんな方法が良いのではないかと考える訳であります。

まず全戸に、皆さん方がほしいという人の所になかなか、ふるさとクーポン券が渡っていないというのが現状であります。それでですけども、まず全戸に渡す方法には色々それぞれ商工会の皆さん方の話を聞かせて頂く訳でありますけども、あま

り複雑にいたしますと、手数がかかりますのでなかなか不可能でないのかな、そんな感じがいたします。私は少なくともやはり、そのクーポン券を販売する時に、商工会と農協で両方でそれぞれ販売している訳でありますけども、まず私ははじめ、1日か2日だけはやはり、全戸に配布するという事でのテーマで、それぞれ町民にPRして頂いて、その余った分については又、それぞれ希望者に買っていただくという法法をとるべきだと思います。

その全戸に配布するという段階においては、たとえば今までのようなああいった状況じゃなくして、例えば農協で買ったら買ったで、住所と名前くらい書いた、何かそのようなものをもって行って、スタンプか何か押してもらうことにすれば、今の状況というのは両方で購入されている訳なのです。希望者においては。両方で購入しているのが現状だと思います。ほしい人は。全員が全員そうではないですが、だから2日間くらいは全戸に配布する日にちとして決めて頂いて、そしてスタンプか何か押してもらえるような方式をとって頂いて、それを持って行ってやれば、ダブった形はある程度押さえられると思うのです。そして、全戸といいますけども全戸が全てほしい訳ではありませんので、余った分については今までのような方法でも良いと思うのです。今回もある人に言われたわけでありましてけども、例えば、こういう言い方したら大変失礼かもしれませんが、非常に弱者とも言われる人方、例えば母子家庭で生活している人なんか、たまたま会社に勤務されていて、昼休みに買いに行ったら、もうすでに完売しましたよという状況であった。そんな事も聞かされます。こういった事を考えた時、やはり希望者の人方においてやはり、僕が2日と言ったのは、仕事の関係だとか色々な関係等々があるので、2日間くらいの余裕をもって頂いて、そして販売して頂いて、そしてあと余った分については従来の方法であれば、それも良いのではないか。というのは、商工会の皆さん方の色々な話も聞かせていただきますと、あのクーポン券がひとつの大きな起爆剤ともなってもらいたいという願いもあるという事は、私も聞かされております。そういった事を考えた時にやはり、そういった方法も良いのかなと、今までのような1戸5万円なら5万円というひとつの限定を決めて販売するのもいいのかなと思うのですけれども、少なくとも、こういったひとつの町のお金が動いていく訳でありますので、全町民が希望者を~~~~もやはり配付できるような方法になんとか、今後また担当の方と、商工会の皆さん方ともまた、色々と打合せ等々があろうかと思っておりますけれども、そんな時にまた色々な方法を検討して頂いて、少なくとも全町民の希望者の皆さん方の所に渡るような方法をとって頂くとともに、また、起爆剤としても町に大きく貢献していただくような方法をとるべく、方法を考えて頂きたいと思っておりますけども、町長如何でしょうか。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）今ご提言いただいた件につきましては、私も町づくり懇談会の後段の方では、そんなような考え方を、ひとつの案として申し上げてきた訳でありますけども、いずれにしましても全世帯の方が、希望する世帯の方が購入できないということは、私どもとしても公平な町政をする上で問題があるかと思しますので、今ご提言あった内容を含めて、検討させて頂きたいとおもいますが、ただ、商工会で買ってハンを押して、農協へ行ってとそれも中々大変な事だろうと思しますので、これは販売するときについては農協であろうが商工会であろうが儲けはありませんので、農村の方は例えば農協とか、市街地域の方は商工会というような券を発行する事によって、ハンを押すという事もいちいち無くなるのかなと思っておりますけども、いずれにしましても今ご提言あったような内容でちょっと検討させて頂きたいと思っております。特に早い時期に、温泉の無料の入浴券なんかも配っておりますので、そういう時期に配付をすれば郵送料もかかりませんから、その事によって一人でも多くの方が利用できるような努力をさせて頂きたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。つぎに、13番絵内議員。農業被害速報について質問して下さい。

○13番（絵内勝己議員）次に農業被害速報についての関係で、ご質問させて頂きたいと思っておりますけども、6月25日、霜被害の状況調査についてですが、その中には野菜の被害状況は全くのってない訳であります。こういった事は、突発的な事であり、また、そういった事が平常あったのでは困る訳でありますけども、今回も80年に一遍というような、非常にそういった状況ではありました。こいつ、霜の被害なんていうものは、正直言って一番被害に会うのが野菜関係な訳であります。正直言いまして、かぼちゃをはじめ、トマトそしてまたイモというように、それぞれ被害が一番大きくあたるのが、葉っぱの広い作物が一番被害になるのが現状であります。また、ただまあ、この時にも町の職員をはじめ、各関係の皆さん方とあわせて早速に、町内をそれぞれ調査をして頂いたという、そんな状況下でありますけども、私達農業をやっているひとりとして、トマトにしては3月末から、カボチャについてはそれぞれ4月に入ってから、それぞれ種を撒いて栽培しながら、我が子を育てるように苦労しながらやっておっても、一瞬にして低温がくれば本当に大自然の厳しさをまざまざと把握しながら、農業をやっているのが現状であります。しかし、こういったひとつの被害の速報といいたいまいしょうか、そういった中に、こういった資料というのがどこまでも残っていく訳であります。その中に一番、今も現実そうですけども、野菜関係の被害だってそれほどカボチャについても変形したような状況で、かなりの減収になっている。また、トマトについてはやはり全く皆無の状態のものもあります。また、イモについても非常に収益が、花が咲かない状況の中において全く機能していない。そんな状況にあるのが現状であります。そういっ

た事に対しまして、霜に対しての認識も大変失礼ないい方かもしれませんが、如何だったのかなという感じも致します。そしてまた、こういったものに対しての、調査の方法というのが農家の皆さん方が、どの作物をどこに植えましたというような事での、町に報告がされている訳ではありませんので、こういった事があっては困りますけども、今後こういった事があった時には、やはり農家の皆さん方より、そんな報告を頂いた中での調査をして頂き、そしてこういったデータというのは、なお正確なデータを今後作成すべきだと考えますけれども、町長如何でしょうか。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）ご指摘のとおり、担当課の方も霜に関する調査につきましては十分な調査をしていなかったという反省をしているようでございまして、お聞きしますと転作田を中心に調査をした結果がこういう事になったというような反省の言葉もあるようで、今後についてはですね、今おっしゃられました事を十分私も理解ができますので、農協・普及センターとも連携をとりながらですね、可能な限り精度の高い調査を実施させて頂きたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。はい。次に14番、杉本議員。将来的な農地の有効利用と農家担い手確保対策1と2について質問して下さい。

○14番（杉本邦雄議員）14番、杉本です。標題に書いてありますとおり、1につきましては、現在、当町内においては農地の荒廃或いは放棄は見られない。全国的には13万haというふうに表現されております。さらに国や道では、一昨年に法律改正されましたけれども、昨年からの一部企業参入と、で、これについては5カ年の経過を見て法改正をするという訳ですけれども、それが1年も経たずにさらにやろうという中身であります。この中身が、企業が全面参入するということと、さらに特区構想と。特に、企業が全面参入。これらについては当然町としても検討しながら反対というスタイルであろうと思っておりますが、特区構想については地域の活性化等が含まれておりますから、それらについて町としてどう検討されたかという内容であります。まあ、協議の経過等について、町長からお伺いしたいと思っております。

2番については、農業委員長さんにもちょっとお伺いをしたい訳であります。農業の保全あるいは町の定住人口の確保、こういった観点から農地保全の担保となる耕作者主義。これが非常に重要であります。そういう中で、農地有効利用を進めるためには農家戸数の確保が非常に少ない。少ないといえますか減っていくのに新規参入者といえますか、後継者が年間2・3人という状況であります。そういった中で、農地流動化の対策なども進められておりますが、これら先の色々な報告によりますと700ha或いは、そういう10年間の間に、この資料もらっている中では、これ平成12年からの10年後の数字であります。180戸代になると、こういう状況にあります。そういうことを考えますと、これらの担い手確保というものでは、町と

しての対策としては非常に手薄であると考えております。そういった中で、町長、諮問といいますか農協、改良区、或いは商工会と、こういう中で団体長会議等も開かれております。そういった中での統一見解、こういったものがどういうふうに見られておるか、更に下のほうにイロハと書いてありますけれども、次の支援についてはどうなるか、これは町長に伺いたいと思いますが、農業委員会さんには、農家戸数について現況、このまま行きますと農地流動化を含め、農業をしっかり守っていただけるかどうか、そういう視点の中で一言お伺いをしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）今、ご質問の、企業参入ですとか特区構想につきましては、まあ企業の参入につきましては私どもも従来から、農村地帯としては好ましくないという考え方は、私も答弁で申し上げているかと思っておりますけれども。特区構想についてはこれは町村会の考え方も、大臣をはじめ北海道堀知事も、特区構想を一部奨励するといいますか、容認するような考え方を述べていると同じように、私ども町村会としても、地域の活性化と農業の活性化のためにはこの特区構想を受け入れざるを得ないだろうというのが、原則的な考え方に今なりつつあります。原則といいますか、大半の首長の考え方がそういう方向に傾きつつあるということは事実であろうと思っております。ですからその、特区構想の中で、全てのものが受け入れられるかどうか、これは、これから細部についての協議をしていく段階で決めていかなければならないと思っておりますけれども、本町としてはまだ、具体的に農業振興協議会ですとか色々な機関で検討をいただいた経過がまだありませんので、北海道内の色々な事情もでてまいりましたので、私どもとしては、今企画班会議でですね、農業に関するこの分野については十分論議を頂いて、沼田町として受け入れ出来ると思いますか、取り組むべき特区構想があるのあれば、受け入れていかなければならないと思っておりますし、進めていかなければならないと思っているところであります。

当面、沼田町が今の特区構想の提案を求められた時に出していないというのは、今現状、すぐそのものに取り組むという要素がないという事で、状況を見ながらですね十分対応していかなければならないという事で、今終わっているという事をご理解頂きたいというふうに思います。

それから2番目の関係につきましては、農業委員会の会長さんというお話もありましたので、あれかなと思っておりましたけれど、後段の方が私の方に対するご質問ということでございますので、お答えをさせて戴きます。

あの、団体長会議、ようするに5団体、今は6団体。農業委員会が入りましたので6団体になりますが、6団体の代表者の中では、団体長会議の中では特にここまで掘り下げた論議は、今までは無かった状況にあります。まあ農業団体それぞれ改良区、農協さんそれから農業委員会の会長さんそれぞれおりますけれども、具体的に

そこまで論議、議題の提案もなかったという事と、商工会長さんですとか、違う分野の方もその協議の中に入っておりますので、ここはどちらかというところ、大まかな論議をするという所でございます、具体的にこういうところまで話題として提供して若干の論議はしますけども、具体的な内容まで踏み込むというのはなかなか難しいものかな、それはやはり今申し上げました、農業振興推進協議会のような所で十分論議をして、その結果を報告する程度なのかなと思っておりますが、いずれにしても杉本議員から従来からも、沼田町の農業問題に関する組織をもう少し統合整理してはどうかという提案も頂きました。これは、私どもの農業振興課にも申し上げておりますのは、2月に向けて農協が今合併をしようとしておりますので、その合併をした後に、それでは沼田町の普及センター、農協という関係がどういふふうに変わっていくだろうか、そのへんをもう少し論議して行かなければならないと事務方に言っているわけですが、そういう課程で今、企画班会議或いは普及センターの指導も頂きながらですね、そういう今後の取り組み方を検討させて頂きたいと思っております。

なかなか後継者育成の関係の関連事業につきましては、これは予算の中で、それぞれ予算を計上しておりますのでお分かりだと思いますけども、何本かの重点事業をあげておまして、その中にはグリーンパートナーの事業も勿論そうでありまして、今回は海外に農業事情の視察をするための費用助成をしたり、或いは研修生の受け入れ事業の予算化をさせて頂いたり、或いは21世紀のチャレンジ事業ということで、後継者の新しい農業に取り組みを支援したいという。そんな事もやっておりますし、農業の経営の安定事業という受委託の関係或いは法人の設立の支援についても、これも後継者の育成の側面からの支援ではないかと思っております。

新規就農につきましては、私どもとしては研修生の受け入れ事業をもう少し拡大するという考え方もあったのですが、なかなか難しいという事もありまして、9月の12日に深川の拓大を中心とした地域サポートセンターの設立が、案内が来ておりますのでここに本町も加入させて頂きながら、これらを活用した就農対策といえますか、新規の受け入れをさせて頂きたいと思っております。

特に、先ほど農業振興課長から資料をもらいました所、過去5年間で後継者が後を継いで、Uターンの方もおりますけども、以外と数字的には非常に良い数字なのかなと拝見させて頂きました。平成10年からでありますけども、17戸、17人の方が後継者として、それぞれの違いはありますが沼田の農業を継続されている。非常にそういう面では、私どもとしてもこういうUターン或いは新規就農、卒業して後を継ぐ方、こういう面にもう少し力を入れる必要があるのかなと。全く新規の受け入れというのは非常に難しい面がありますので、むしろこういう自分の

子供が継いでくれるといいですか、或いは最近はお嫁さんの旦那さんが戻ってきて継いでくれるケースもあるようですけども、そういう面で沼田の農業という魅力をもう少しPRしながら、沼田の町をPRしながら、そういうところへ力を入れる事も必要なのかな。今までそういう取り組みを、あまり力を入れておりませんので、この辺も企画班会議等そういう所で十分論議を頂いて、新たな取り組みとして支援も考えなければならぬと思っていますところでもあります。

ちなみに60歳以上で、現在後継者が不在の方が43戸と数字が来ておりますけれど、こういう方に対しても出来れば今、就職をして町外で勤労されている方、そういう方でもUターンの件数がかなりありますので、そういう可能性があるかないかという事の調査もやるべきだろうと思っておりますので、こういう面については新たな取り組みとして明年以降取り組む必要があるのかなと思っています所でもあります。

家族協定に対する支援策については、事例を聞きますと秩父別町で随分やってらっしゃったのですが、なかなか十分なあれが出来ないという事もありまして、農業者年金も今、加入できるようになった事も一つのあれなのかなと思っておりますが、この辺やはりちょっと難しい状況なのでありますけども、こういう所を、中山農業委員会の会長さんも就任したばかりでありますから、この辺農業委員会とも十分お話させて頂きながら、この家族協定の支援、どこまでが可能なのかどういふスタイルが沼田の方式として良いのかという事も十分論議をさせて頂きたいと思っていますところでもあります。

ただ私は、大変失礼な事例を申し上げるかもしれませんが、お嫁さんをもらって、農家の方が公営住宅なり色々な所にお住みになっているのをみますと、やはり経済的には大変なのではないかなと、私は私なりの心配をしているのであります。公営住宅の家賃も安くありませんので、そこに電気料、水道料、ガス、自分の食事、色んなものを別の家計として集約するとすれば、相当な経費がそこに投入されるのではないかと。そう思いますと、今言いました家族協定になるのかどうか判りませんが、例えば家を増築してそこに住まれて、一緒の家庭で過ごされる。そんなような事が理想なのかなと思っておりますので、その辺の具体的な事例を、農業委員さんが各地区におりますので持ちよって頂いて、こういう検討も是非して頂くように、今日ご出席でございますのでお願いをしたいと思っております。その後は、農業委員会会長さんのご質問でありましてので、会長さんの方からお願い申し上げたい。

○議長（吉田好宏議長）中山農業委員会長。

○農業委員会長（中山 勝農業委員会々長）それでは今、町長さんの方からお話あったので、私の方からあまりお話するような事ないような気がするのですが、一応立場という事の中で、ご答弁をさせて頂きたいと考えております。

沼田町の平均規模につきましては、今現在田畑を含めまして、14.6ha が大体平均規模となっている所でございます。また、昨年につきましては、農地流動化ということの中で、賃貸借を含めまして、70町歩くらいの面積が動いているというのが現況でございまして、それから増えますと約ここ10年の間に700町から800町近い農地が動くだろうと推測をしている所でございます。過去、農地の流動化につきましては売買の形態が主にあった訳ですけども、最近の傾向と致しましては農産物価格の低迷もさることながら、特に主産であります米の先行き不安、こういった事が非常に不透明という事も相俟って、非常に農地の形骸感などから、賃貸借による経営規模拡大に移行しているというのが現況の姿でございます。

経営規模拡大につきましても、転作が必ず伴ってくるというような事から、なかなか思ったように計画的に農業所得が得られないというのが現況でございます。ちなみに参考までですけども、14haくらいで、概ね350万の農業所得しか上がらないというような計算根拠になっている所であります。また、沼田町独自の農業者対策としましては、1昨年だったと記憶しておりますけれども農地流動化検討委員会というものが設置されまして、そこで農地流動化支援事業というものが決定いたしまして、今現在この支援事業は一定の効果をあげていると理解させて頂いている所でございます。また、諸制度の有効活用、より経営の安定を図りながら今後営農努力が求められているところでもありますけれども、専業農家に対する施策等々、所得安定策の実現を求めていかなければならないと思っている所でございます。

今後とも議員各位、皆様方の農業委員会に対するご支援をお願い申し上げまして、答弁になっていないかもしれませんが、答弁としたいと思います。

○14番(杉本邦雄議員)ー再ー 有難うございました。一番目の関係については、企業参入については当然考えていないという事でございますし、特区構想については色々なアイディアの出た中からという事でございますが、色々中身を見ましても例えば農地法を変えなくても出来るよな、まあ変えないといけないかも知れませんが、NPOですか非営利組織の寄付とか行政支援が多少あってやるというものについては良いと思いますが、特にその特区構想が歯止めが外れるということの心配があります。どんどん広げていって全面参入をさせる。この辺のチェックをしっかりしていかないと、この問題については中々農村の構成が完全に崩れてしまう不安がありますので十分協議しながら検討して頂きたいと思っております。

2番目につきましては、お二方から説明がありました。町長もこの新規就農或いはUターン、Iターン色々新しく農業をする人について、少し支援が足りなかったかなという中から、新しく考えていきたいという事でございますから、その姿勢については十分私どももお願いをしたいと考えておりますが、ひとつその団体長会議における中身に、大まかなものについては、ある程度指針を出したほうが、あと

農業の専門分野でその指針に基づいて進めるという形になると思います。農業だけでなく、やはり人口も確保しなければいけない。今の状態ですと大半は沼田に住んでいるという形でありますけども、残念ながら絶対数が、まあ後継者がいないという事は当然奥さんもない、子供もないという事ですから、これの波及効果は倍倍ゲームだと思うのです。そののここをしっかりと押さえて、やはりもう 200 を崩さないように、しっかりと後継者を作っていかなければいけないという視点がやはり団体長会議の中で大まかに話し合ってもらわなければ、農業の総合対策機関とかそういう所で話し合うにとしては、中々提言しづらい内容だと思うのです。そういった意味で、上段と言ったら言葉悪いですが、トップの方ばかり集って話をする訳ですから、その中で農業戸数も他の町村から繰れば 50 戸も 100 戸も少ない訳ですから、そういう事を考えるとやはり。それと、大きな面積になりますと非常に粗放農業になる可能性もあります。これは荒廃に近い形も出てくると思うのです。そうなりますと、沼田の生産高も落ちる訳ですから、そういう大前提になるところは、やはりトップの大きな権力といいますか、付託されているところでしっかりと考えて頂くという事をまずお願いしたいと私は考えております。

それから新規就農については、先ほど言いましたようにやって頂けるのですけれども、これらも先ほど新規に入ってくる方が 17 戸とっておりますけども、60 歳未満で離農する方、これも同じ数あるのです。ですから、高齢のために辞めていく分だけがどんどん減っていくという実態なのです。ですから、表から裏から色々という状況をしっかりと照らし合わせて見て、やはり高齢者になった方は辞めていくのだなという視点からすると、もっと早くに対策をしなければいけないと私は思います。

それから家族協定につきましては、これは担い手と配偶者支援なのです。現況はどうかといいますと、農業者年金対応の家族協定支援、私も息子と家族協定支援しておりますけれど、普通であれば新聞等で公表されているのは利用者がきて配偶者がきて、こういう日曜を作ったり、給与もこれくらいに頑張ってお互いにやろうという形でないといけない訳ですが、現況は私が行って、これは農業者年金対策だからハンコをおして下さいと、そんな事も近いような内容ですけども、ちょっと極端ですが、そういうような内容なのです。これでは、本当の家族協定にならない訳です。そういう点も見直して、どういう所が家族協定出来ないのだろうと、それならばこういう所も支援しなければいけないよな、そういうふうに置き換えて支援頂くと木目細かな対応ができると私は思いますので、ひとつこの二点について、新規就農、或いは家族協定、まあ新規就農と言うよりも後継者育成といいますか、新しく農家の指定なり、I ターン、U ターンで入ってくる方にこういう事で努力をお願いしたい。

現況は、後継者育成支援と先ほど町長から説明ありましたが、経営に対する支援、後継者の経営に対する資質のための支援はしておりますけども、Iターン、Uターン、新規就農についての支援は私は全くゼロに近いかなと考えておりますから、この2点について力を入れてご支援をお願いしたいと思いますのですがどうでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）おっしゃられるように団体長会議、従来はこういう具体的なあれまで話をしていないという実態を報告させて頂いたのですが、商工業も含めて私ども行政が執行しようとする大前提のものがある訳ですから、そうした中で農業も含めた総合的な町づくりのための柱を、商工業ではこうですよ、農業ではこうですよ、そういうような中小企業の皆さん方にこうですよというものを、私どもとしてもこの6団体の会議に提示できるような努力をさせて頂きたいと思えます。

おっしゃられた事は、十分この6団体の会合の中でも、ご発言の内容をご理解頂くように努力をさせて頂きたいと思えます。

それから後継者の関係につきましては、先ほど申し上げましたように、従来Uターン或いは新規の就農者に対する支援というのが若干手薄だったのかなという気が致しました。これは、近年経済状況がこういう状況になったものですから、そういう反動が出てきているのだらうという面もありますけれども、こういう所にもうちよっと早くに力を入れていけば、もう少し良い回転ができたのかな。ご指摘のとおりだと思いますので、先ほど申し上げましたように十分企画班会議でそれぞれ検討頂いて具体的な策を樹立させて頂ければと思います。

家族協定につきましては、どうなのでしょう。私もよくあれですけども、むしろ農協さんが主体に、普及センターの支援を頂いてやるべきなのかなという気がしないでもない訳ですが、町が農家の皆さん方の面倒を見るのは当たり前だという考えからいくと、町もやらなければならないのかなという感じも致しますが、この辺も十分また、それぞれの担当レベルで検討を頂いて、できればモデルケース的なものが何軒かできますと沼田の町全体にこれらを普及させることが出来るのだらうと思えますので、これは普及センターの昔で言う、生改さんの分野にもかなり関わってくるのだらうというふうに思えますので、十分事務方のほうで検討させて頂きたいと思えます。

○議長（吉田好宏議長）はい、14番。

○14番（杉本邦雄議員）一々々々 家族協定について「検討する」と言うことは、皆さん方の色々な意見を聞きますと、「しない」という事だと話がよく聞けるのですが、どういう事でしょうか。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）しないとかという事でなくて、どうすることが沼田の実態にあっているかという事を、十分実情を調べながらですね検討させて頂きたいという事でございます。

○議長（吉田好宏議長）はい、よろしいですか。次に、危機管理と情報公開についての見解と住民周知について質問して下さい。

○14番（杉本邦雄議員）ここに書いてありますとおり、危機管理と情報公開共に町の付託されている行政の中で非常に大きな課題だと考えております。そういう中で、住基ネット等で非常にマスコミを賑わわせているといいますか、住民からの色々な異論があった、或いは自治体からの異論があった、それは私は別として、こういう重要な課題。これらが非常に近年複雑化、多様化しているという内容だと思います。そういう中で、下3行に書いておりますが、法や町条例で定めのないもので執行者の戦略的内容を除き、早期に情報公開し行政を透明化し住民周知することが望ましいと思われるが、その考え方と方法について。このことにつきましては、どうも何か私ら感じるのには、議会や住民とじっくりいっていないという観点から質問をする訳ですけども、公務員の守秘義務、勿論私ども準公務員としても同じであろうと思います。個人の秘密を得る立場にある。私どもも、決算監査をする時には、体の悪い人の中身だとか、或いは生活保護の中身だとか色々な事を知る得る機会がある訳ですけども、これらはやっぱりしっかりと自分の心の中で守っていくという気持ちが無いと、大変町内の住民の方に迷惑をかけるという中身であろうと思います。

そういった中で、町長の見解として或いはすでに行っている中身かもしれませんが、職員同士の相互のチェック機能であるとか、或いは議員に対してはこんな事をお願いしたいとか、そんな事の考え方をお聞かせ頂きたいと思います。

それから、執行者の戦略的内容の守秘義務。これにつきましては、我が町も色々戦略的に他町村に先駆けてやりたいこと、或いはこの事が公表されると、どうもやりにくいなど色々な事があると思います。そういう中では、例えばやっておられるかもしれませんが、ペーパーでいいますと「丸秘」だとか、或いは「重要」だとか、これは公開すべきと、「丸秘」或いは「重要」について取り扱いについては厳守を守らなければならないし、或いは公開できるものについては素早く公開して住民の理解を得るという流れが、私どもも委員としてちょっと分かりにくいと言いますか、職員の中ではやっているのかもしれませんが、私どもとしては何処までがどうか、公開して良いものがされていなかったり、或いは重要というものが変な所で出て来たり、こんな感じがしますのでこれらの考え方をお聞かせ願いたい。また、こういうふうにやっていたという事もお聞かせ願いたいと思います。

それから一般的に、守秘義務が全く無く公開すべきもの、これらは早期に情報を

公開する。その事によって。議員も住民も理解が早くできる。その事が町の透明性に繋がると思っていますので、これらの3点について伺いをしたいと思っています。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）ご質問の内容の下段にあります3点については、切り離せないものだろうと思えます。それぞれ私ども、職員に対しましては公務員法に定められた守秘義務というのは守るという事、これは入る時の宣誓する条件でありますし、入ってからも当然職務に関するそれらの義務は果たしてもらわなければならない。これは既に、議員の皆さん方もご承知だろうと思えますが、そういう面でこれは大変失礼な言い方かもしれませんが、時代的な流れといいますか、私どもの年代と、今の新採用される職員の年代の、物の考え方というのは一般的なものの考え方にもかなり差が出ております。

従って、守秘義務に対する物の考え方も、私どもの時代の守秘義務というのは、がんじがらめに、当時は一係がものを言う事ありませんでしたので、そのような事は特段言われる事もなかったのでありますが、現在ですと比較的自由裁量といいますか、そういう部分が非常に大きく出てきている分野があるのではないかと考えられますけども、そういう面で若干そういう自覚性の欠ける面が無いとは言いきれないだろう。世間一般的な流れの中で、そのまま流れに乗ってしまっただけで本来公務員として発言すべきでない事を、ずっと友達感覚で話をしてしまうというような事もあるのではないだろうかと思いますし、例えば一定の年齢と一定の地位になって、ある程度といったら失礼ですけど、知識と経験を積み重ねてきますと、例えば失礼な言い方かもしれませんが、議員の皆さん方から質問をされて、こういうものを見せてくれ、こういうものをもらえないかと言われて時でも、一定の判断をしながらそれをお答えする事が出来るような状況。それは入ったばかりの新人ですと、なかなかそこが理解できないと言いますか、極端に言いますと議員の皆さんから言われますと、全て応じなければいけないという解釈をする職員もいますし、その辺はそれぞれ職員の個々のあれにもよりますけども、そういう面では非常に守秘義務という事が難しい面もあるのかなと思えますが、いずれにしましても、冒頭申し上げましたように職員としては地方公務員法でそういうものが義務づけられて、それをきちっと守るという事を宣誓して採用されていますから、その辺についてはきちっと守って頂かなければならないだろう。

ですから私は課長会議で、よく申し上げておりますのは、それぞれの職員に自分で判断できない時は係長なり上司に判断を求めなさい。係長が判断できない時は、課長補佐、課長に相談をなささい。課長が判断できない時は、助役に判断なささいというふうに事細かく申し上げて、何回か話しておりますけども、まさにそういうシステムがともすれば崩れる時があるといえますか、忘れてしまう時がある。その

事を、私どもは日常繰り返し職員の研修をして、その事をしっかりと職員に理解をしてもらわなければならない。そういう研修の努力といたしますか、そういうものもやっつけていかなければならないと思っております。その中で職員として守秘義務はこうあるべきだと自ら理解をしてもらおう。その事が一番大事でないかなと思っている所であります。

あと戦略的な内容ですとか、それは色々その時によって物の考え方が違いますけれども、私は常々職員に申し上げているのは、持っている情報で公開の出来るものは公開しなさい。積極的に住民の皆さん、議員の皆さん方に申し上げなさい。

しかし、その申し上げた後に、自分できちっとそれに説明し対応できるようにならないといけない。言わばなしでは駄目だと、そういう事を常に求めている訳であります。私は、杉本議員の質問の内容は、ようするに必要なものも公開しないという事に対する質問なのかなと思っていたのでありますけれども、まさに私はそういう所の住民の皆さんに何が 필요한のか、住民の皆さんの側にたって、この情報が住民の皆さんが必要かどうかを適切に判断しなさい。住民の皆さんが必要であれば、広報誌なりお知らせ版なり、無線なり色々な方法でそれを周知する事が必要ですよ。それを周知して、逆に言うと質問なり何か寄せられた時に、適確に相手を説得する能力がなければ駄目だ。職員研修でよく言うのですが、昔は情報をいかに住民の皆さんに極端に言うと、伝えないという事が優秀な職員であったのではないだろうか。ここに改良区にお勤めだった、野議員さんもいらっしゃいますけれども、あまり全部お知らせしてしまうと、あちこちから質問攻めにあって収拾がつかなくなってしまう。だから情報は出来るだけ最小限に提供するのが、有能な職員だったというふうに私は、昔の事を思い出して今、職員に言っているのあります。今はそうではなくて、必要なものを出来るだけ提供して、それに基づいて相手を説得できるかどうかというのが職員の力量に掛かっているのだと、職員の課長会議でも申し上げているのですが、そういうふうな観点にたてば、今、ご質問の心配のように何処から何処までとかという事でなくて、公開できるものはきちっとお知らせし、住民の皆さんの立場で考えて必要なものはお知らせすべきだ。そのように思っておりますので、今の3つの質問の内容が、まさに私はこのことによってご理解頂けるのかなと思っておりますのでよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） 14番。

○14番（杉本邦雄議員）一再一 必要なものについては説得できるものについてというか、公開しても説得出来るようにという指導をしている事であろうと思います。

そこで、危機管理という事でここに書いております、ということは住基ネットでも何でもそうですけれども、今回条例で決めますが自治体自体が危機管理を発揮する、

危機を感じながらやっていく独自案の安全対策が必要なのですけども、そういった意味で職員が或いは住民がということではありますが、先ほど言われたように若い人と年配の人では差がある。どちらが良いかという、さっきの答えから言うと若い人の考え方が良いのではないかという町長さんの答弁に聞こえる訳でありますけども、やはり一定の危機管理を持ちながらやるとすると、ある程度规则的なものが私どもに分かりやすく明示されるのが一番良いのかなと、説得できればなんぼ出しても良いよと、出来なかったら出すなという事にもなりますから、ある程度ルールを持ちながら、沼田町の自治体としての独自の安全対策。そういったものを持ちながらやっていくという考え方はないのでしょうか。

私はある程度、私達も分かりやすい。そして執行する側もやりやすい。そしてお互いに透明化されながら情報を共に公開し持ち合い沼田町を良くしていく。そういうひとつの规则的なものが私はあった方が良くと思うのですが、町長さんの再度の答弁をお聞きしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）先ほど申しあげました人的な要素も勿論そうでありますけども、ご指摘の危機管理の面ではですね、コンピュータ化されて、様々な機器が使用される時代になってまいります。危機管理の面といいますか、情報管理の面からいくと逆にコンピュータをいじれるというか、管理する能力のある職員といいますか、そういう者の対応もやっていかなければならないのか。秩父別町のように専門にコンピュータをいじった、熟知した職員を採用して管理をしているような事もありますけれども、そういうような面も今後将来的には考えていかなければならない。

それともう1点は、決して私どももルールを無視するとか、そういう事を考えている訳ではありませんで、私どもは申しあげましたように住民の皆さんも勿論そうでありますけども、議会に対しても出来るだけそういう情報は公開をして各委員会にそれぞれ報告をしながらやっていかなければならないという事は、十分職員も理解をしているのであります。私は職員の方からお聞きすると、執行する側と議会側というのは、ルール上のあれできちっといこうと言いつつも、やはり一定の距離がなければ駄目なのだろうと思います。その時に、提出した説明するものが意外な所でふっとあれされたりという話を聞かされる場合もありまして、職員側からすると町長どこまで議会にそれを出せば良いのか、疑問を持っている事は確かです。ですから、その辺はもう少しお互いにルールをきちっと確立しなければならぬのかと思っている所であります。

いずれにしても、私どもの議会に対する必要な情報或いは住民に対する、住民の立場にたって必要な情報。こういうようなものは、やはりきちっと提供しながら、相手を説得できると言いましたのは、説得できるものだけを情報提供せよとい

うのではなくて、提供しなければならないものは提供しなさい。説得をするという事は職員としての基礎的な要素ですよという考え方なのです。逆に言うと、説得できないような管理職であれば、説明できないような管理職がもしいるとすれば、それは管理能力といえますか、そういうものが無いという判断をせざるを得ないだろう。時代的には、そういう厳しい時代になってきているという事を、職員もそれぞれ自覚をしているだろうと思いますので、そういうような体制で望みたい。決して私どもは情報を一方的に抱え込んで提供しないという事ではなく、むしろ積極的に提供してそれに応える説明をきちっと加えられるような私どもでありたい。そんなふうにいるところでありたい。

○議長（吉田好宏議長）はい、よろしいですか。次に9番、横山議員。町村合併について質問して下さい。

○9番（横山忠男議員）9番、横山です。町村合併について、ご質問したいと思えます。先に、この町村合併について今まで、昨年9月に室田議員、杉本議員。それから、今年3月に山田議員からも合併についてはどうなんだという事で、ご質問があった所でございますけれども、ずっと通して町長さんの答弁の中には、十分検討した中でやっていきたいとか、十分検討するとか或いは住民の皆さんと十分に検討しながらやっていきたい。そんな話をされておりますし、山田議員さんからの答弁の中には、合併ありきの情報ばかりしか流れていないというお話だったかと思っておりますので、その辺のところもどうのような対策なり、或いはどのような形で町民にそういう話をされたか、聞かれたか、或いはアンケートでも取ったのかという事をまず、お聞きしたい事と、それから、今年4月と7月に政治評論家が、町民税或いは町税が5%以下の町村は、即合併すべきだと、生き残りは無理ですという話をテレビで私見たところでありまして、早速自分の町の過去の町税についてはどんなものかなと、見さして頂いたところ殆ど5%前後くらいの町税しか入っていない。そういうような事で、これから先交付税も少なくなるし、或いは道の拠出金も少なくなるだろうし、この先どうのような形で町長は考えておられるのか、或いは先ほどお聞きした町民にそういった情報を公開しながら、どんな対応をされたか、まず先にお聞きしたいと思えます。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）ご質問の、町民の皆さんにというお話でありますけれども、これは前回もお答えしているかと思えますが、町報の中で合併についての情報を提供させて頂き、これは13年の10月ですか、市町村合併は必要かという題で広報誌に載せさせて頂いた事がありますし、町づくり懇談会の中でも色々な話題を交えながら町村合併についてをお話させて頂きました。私ども、再三に渡るご質問にも出来れば合併をしたくないというような方向での答弁を申し上げていると思えます

が、現状の状況は依然として情報としては合併が有利だという情報しか、今だかつて流れてきていません。何故、合併しないとんな不利になるのかという説明というのは、国・道から出ているのは交付税、ようするに財政的な負担に運営ができなくなりますよという一辺倒であります。これは従来とも変わっておりません。これは国も道も、合併してこう良くなりますという事、財源的な特例債を設けたり 10 年間交付税を保障しますとか、そういう事しか言えないのだろうと思います。そういう中で、町村会としては後で橋場議員さんの方から質問あります町村会としての反論を出している訳でありますけれども、なんとしても金の元を握っているのは国でありますから、今年度の交付税の決定の中でも、既に 1 億数千万減額をさせられている。昨年からみますとおそらく、2 億数千万くらいの減額がきているのだと思います。ある新聞によりますと将来的には、60%といたしますから今、私どもの 14 年度の会計では 23 億くらいの交付税をもらっておりますけれども、60%といたしますと約 10 億をカットされる。13 億くらいの交付税しかなくなります。これはある国の方が言っているあれでありますけれども、そうなりますと果たして市町村としての維持が可能かどうかという事、これもやはり考えていかなければならない要因になってきたのではないだろうか。それはへっちゃらでそういう財政的な締め付けをやってきている訳ですから、後ほど橋場議員さんからも少し頑張れと言うのだと思います。私どもとしても頑張っているのですけれども限度がある。そういうような実態だろうと思います。それで町税も 5.5%という事ですから、まさに 5%のぎりぎりでありますけれども、ようするに 5%以下になれば財政力がほとんど無いのだから、自主財源が無いのだから運営できない、そういう言い方だろうと思うのです。それじゃ果たして、日本の均衡ある発展とやってきた何年か前の国の方針というのは一体何処にいったのか、そのような異論を唱えているところでもありますし、後の議員のご質問にも関連ありますのでお答えしておきますけれども、分権委員会というのは、前の分権委員会の関係者の談話が載っているのですけれども、市町村合併というのはもともとは、自民党が都市部で票がとれないために選挙事情から出てきた合併論だった。そういうふうになっている分権推進委員会の関係者がいる訳でありますけれども、それが年を追うごとに方向性が変わって、今や合併ありきでないと市町村がやっていけないという論法に変わってきた。そういうふうにはありますが、当初のものの考え方は、市町村に対して都道府県或いは国からの権限と財源の移譲をして、それをやった結果なお且つ、運営の出来ない市町村については合併をすべきだという二段階方式だった。それが、頭の一段階を外してしまって、いきなり合併にきてしまった。ですから色々な複雑なあれがあると思いますけれども、今は地方の声が中央に逆に届かない。都会の議員の皆さん方の声が国の方にどんどん行って、その人達が地方の経験も無い訳でありますから、ただ机上の論理だけで

小さな町村があつては国の財政がもたないという論議になっている。そのような事が実態のようであります。

したがいまして、私どもとしては北空知の5町による懇話会を開いたという事は、出来るだけ広域で進められるものは広域でやりましょう。そうする事によって経費の削減を図りながら、なんとか自分達で生きる道を探さなければならない。その事が事の発端でありまして、これは今後とも継続をしながら続けていくという事でありまして、先ほど申し上げた事にちょっと補足をさせていただきますと、1市5町でやる分と、5町とやる分とは両方並立して進めますよ。あくまでも5町というのは無くさない。これは何故かといいますと、今言いました5町で広域連携をしながら何が出来るか、例えば極端に言うとな国民健康保険は奈井江を中心とするあの連合に入り込むかもしれない、合併の問題についても単に深川市だけではなくて、留萌・旭川・滝川という視野を入れて、何処とどうすれば本来の沼田が生きる道があるのかという事も論議をしていかなければならない。北空知全体もそうですけども、そういうような事も今、お話をさせて頂いている所であります。極論を言いますと、行政改革の段階で、例えばひとつの例でありますけども、教育委員会も5町で教育委員会を連合体で組む事はできないだろうか、公平委員会もそれぞれではなくて5町でやれないだろうか、これはやるのではなく、やれないだろうかですが、そういう入り込んだ論議をしながら、なんとしても地域が自立出来るような方向を検討したい。これが本来の狙いでありまして。

従いまして、地元でどうなのだという事でありまして、地元としても今、自治振興協議会と連携をとりながら、この合併についての農作業の忙しい時期を外しまして、おそらく10月以降になると思っておりますけども、町民会館か或いは生涯学習センターを会場にして2・3回そういう論議を出来る場所、論議だけではなく、どういう形体に持っていくか、色々な形体を検討したいと思っておりますが、こういうものをやりながら、私どもとしても先ほど杉本議員からもお話ありましたように、今の国が示している、町村会がシュミレーションで作った10年、20年後の沼田町はこうですよという人口の推計から財政からみんな出せますから、そういうものを提示して、ここに私どもはこういう要素を加えて人口をここまで伸ばしたい。例えば自主財源をここまで確保したい、行刑施設もそういうひとつの要素でしょう。そういうものを提示しながら、住民の皆様にも果たして沼田町が単独で行けるのかどうか、その事を論議を頂いて、最終の決定はやはり町民自身だと思っておりますので、そういう機会を提供していきたい。

少し長くなりましたけれども、宜しくお願い申し上げます。

○議長（吉田好宏議長）9番。

○9番（横山忠男議員）一再一 私もどうかすれば、合併はしたくない方ですけれ

ども、財政的になかなか見通しつかない、どうにもこうにもならなくなった時、それから合併するといっても、なかなか町民も大変困るだろうし、そんな事で今、町長さんがお話あったように、やはり町の行政をどういうふうにするか、或いは財政をどういうふうにする、或いはどんなふうになっていくよという事を詳しく早く全町民に周知徹底をさせていくのが妥当だろうと考えておりますし、日頃町長さんは、町民参加、或いは住民参加の町づくりという事で、謳い文句にするくらいお話をしているところでございますけれども、ややもすると一般町民は生涯学習センターは金取るし、パークゴルフ場は金取るし、今度はゴミの問題についても金は取られるようになるだろうし、金取られる所だけ町民参加で、他の方はどうなのだという考えを持っておられる方が大変多い訳でございます、だから行政改革或いは財政の改革という事を十分考えに入れた中で、5年後には職員をなんぼくらい減らして、或いは議員をなんぼくらい減らしてと、きちっとした目処を建てて町民に早く情報公開をしながら、執行方針なり行政の方針なり、早く町民に伝えて報道では非常に合併問題が17年の何月までですよと、いつも報道されるものですから十分その辺の所、内部で協議しながら町民に是非とも早くそういった情報を公開しながら、町民の意見を聞いてもらいたいものだと考えておりますけれども、その辺町長どうですか。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。簡潔に。

○町長（西田篤正町長）来月かその後になるかもしれませんが、これ原稿ですけど、みんなで考えよう市町村合併という、ちょっと題があれかなと思いつつながら考えているのですが、これも今、町報に載せる事にしております。それから具体的に、例えば交付税がなんぼ減った時に、どういう対応をしたらいいのだという事も、皆さん方に話をしなければならぬと思いますので、その場合、例えば職員をどのように減じていくのか、或いは赤字を抱えている例えば温泉、或いは色々な町直営で運営しているものをどういうふう将来もって行って、町の負担を減らすのか。或いは特別養護老人ホーム、養護老人ホームをこれからも町営ですと抱え込んで行くことができるのか、自動車学校もそうですけども、そういうものを総体的に点検をして、皆さん方に町の実態をお知らせする必要があるだろうと思っておりますので、申し上げましたように一遍にそれが出来るかどうか分かりませんが、自治振興協議会と共催の合併を中心とする懇談会といいますか、その中ではある程度のものを提示出来るような方向で進めさせて頂きたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）それでは、暫時休憩致します。

休憩 14時16分

再会 14時31分

○議長（吉田好宏議長）再会致します。7番、橋場議員。農業問題1、2について質問して下さい。

○7番（橋場 守議員）7番。ここに書いたとおりなのですが、国からの発表された中間取りまとめなどについて、取りまとめではそんな事は書いていないよという所があると思うのですけれども、実はこの報告をこういう事だと評論家の人は、何故こういう方向を出すかという、例えば、出てきた文書だけではなくて、その人達が日常普段どのような事を言っているか皆聞いている訳なのです。そういう人達の集りで、いかに農家の人が分からないように悪い農政を進めていくかというのが国のまとめなのです。

例えばここに、食糧庁の生産調整研究会という会の座長代理を務めている、元農水事務次官でタカギユウキという人なのだそうです。この人は、日本の米作りは主食用に偏っている。加工用や飼料用に安い米を作れば需要はいくらでもある。この場合安価で供給、ようするにずっと安くして供給しないと需要に応えられないが、価格指示は行わないという。こう言うことをへっちゃらでしゃっべっているのです。

武部農林大臣は、稲作は1ha未満が8割である。これはガーデニングに近い、民間企業の参入が必要だ。こういう事をへっちゃらで言っているのです。例えば、これはウルグアイランドで農業交渉の直接責任者であった人達が、日経新聞で94年2月7日に会談しているのですけれども、一人が米市場を開放するのに何故転作を強化しないのか、まるで手品だと言っているのです。それに応えて、世の中を安心させるための表現である。先行きの事を言うと、やや舌がもつれるという事をへっちゃらで対談に載せて言っているのです。

こういう事を、農民の側に立った農政評論家の人達は、きちんと全部それを把握しているのです。そこから出てきた中間まとめの裏を読んで、これからこうなるのだよと話して来ているのです。この座長をやっているのは、東大の教授なのです。その東大教授についても大変な事を言っているのです。稲作経営安定対策というのは転作参加メリットと、本来持つべきではなかった経営所得安定対策の側面も結果的に担わされた点が問題だと言って、稲作経営安定対策もそれから転作奨励金も無くせと平気で言っているのです。そういう事から農民の立場に立った農業評論家の人は、こういう方向ですとまとめているのです。これは、全国農民運動連合会というのがありまして、その機関誌の号外なのです。これを見て、そういう事がずうっと書かれています。これに対して町長の見解をお聞かせ頂きたいとおもいます。

それから、この次のページの農業問題で3の稲作総収入と書いてありますが、これは所得の間違いでした。1995年の2兆9千億円から2000年には1兆9千億円に激減している。どこでも生産できる工業生産と同列に置いて、一層市場原理に迫りやれば米農家はやっていけなくなると思うのです。町としても色々と援助していま

すけども、これ以上は限界だと思うのです。

ですから私は、農家の人が何故怒らないのか不思議でたまらないのです。まあ労働組合も怒ってませんが、やらなくなりましたけども、やはり農家の人やそれから消費者共々、国に対して闘うことがなければ解決されない問題ではないかと思うのです。私は後で合併の問題で質問しますけれども、決して合併問題は合併問題、農業問題は農業問題として出てきているのではなく、これまで国がとってきた本当に無駄な公共事業をやって、財政危機をつくった原因をひとつも反省していないのです。そして国民や地方自治体にそのツケを押しつけるというのが今の政策ですから、これ全体に対して大きな反対運動というかそういうものが盛りあがっていかないと、色々と農業問題に詳しい杉本議員などが町長に対して要求している問題も、実際には国に対して矛先を向けていかないと駄目じゃないかなと私は思っていますが町長の見解を聞きたい。

○議長（吉田好宏議長） 7ばん。1番、2番の質問だったのですが、3番も終わりましたね。1、2、3で良いですね。はい、町長1、2、3に対して。

○町長（西田篤正町長） 総体的にご答弁させて頂きたいと思いますが、私は前々から申し上げておりますが、日本の国自体が農業に対する基本的な物の考え方をしっかりと定めていないというのが一番の原因なのだろうと思うのです。アメリカなど見ますと、あれだけの保護政策をとって農業を守ってらっしゃる。でも、日本にはやりすぎだと言う。この事自体が問題があって、その辺をしっかりとやらないと1、2、3どれをとっても解決をしていかないのだろうと思います。勿論、こういう状況になりますと沼田の町も農業を基幹産業でやっていますから、これは成り立たなくなりますから、これは町村会を通じて色々な所で要請活動、或いは反対活動もしているのですけれども、なかなかそういうふうにはいかないのが現実であります。しかも、議員さんご指摘の農家の皆さん方ももっと声を上げて、自分達の生活を守るために基本的な農業のあり方といいますか、そういうものをもっと声を上げて言うべきだろう。そのことを私どもも支援していく、そういう姿勢で貫いていきたいと思っていますところであります。

○7番（橋場 守議員） 農業委員会会長も、もしありましたら。

○議長（吉田好宏議長） はい、中山農業委員会会長。

○農業委員会会長（中山 勝農業委員会々長） 非常に橋場先生の質問は、レベルが高すぎて我々の立場で到底答弁できるような説明でないので…。今、町長の方から説明があったような説明しかならないと思うのですけれども、2番目の関係で法人の関係ちょっと書いてありますけども、法人につきましては地元の事になりますけども、今年の春先からポチポチと生産法人が立ち上げられて、今年の秋にも何か聞くところによりますと、もう一つくらい生産法人が出来るような話も聞いているのですけ

れども、将来的に考えれば生産法人につきましても一般の協同作業につきましても、やはり農地が西から東まで渡って耕作しているような現況の中で、なんとか農地の交換分合というような形も将来的に考えていかなければ、集積もそうですけど、なかなかこういった生産法人組織の立ち上げも、機械の効率も悪いですしままならない所もあるのかなと考えておりますので、これをやるとすれば、必ず財源が必要になってくる訳でして、ただ口で言うのは簡単なのですが、そういう事になりますとやはり、行政並びに議会の先生方のお知恵も拝借しながら、将来的に考えてポツポツ取り組んでいかなければならない時代にはいつているのかなと思っておりますので、また、こういった問題を農業委員会でも今後取上げてやっていきたいと思っておりますので、またお知恵を拝借致したいと思っております。答弁になりませんが。

○議長（吉田好宏議長） 7番。

○7番（橋場 守議員）—再— 町長に聞きたいのですが、1990年ですが、調査では7から10ha規模の稲作～～営農～～、95年には45%が規模を現状維持～～と、それから36%が拡大だと、それから17%が縮小という方向で95年から2000年にかけては現状維持は31%、縮小が35%で最も多くなり、拡大は11%にしかすぎない。とこういうふうに10ha上層でもこの間の傾向は概ね同様であるという事を書いてあるのです。

それから法人化についても、2000年度の稲作部門の法人経営、20から30ha規模の農業所得額は488万円となっているのに対して、15ha以上の平均27haの大部分が家族経営の農業所得額は589万円となっているのだそうです。法人の方が少ないのだそうです。それで、これから税金等を差し引くと、どっちも生活を維持出来るような所得ではないが、法人経営の方が一層厳しい状態にある。しかも法人形体の損益計算では、営業利益やマイナス589万円が事業外収益、実態は補助金だというのは、それを加えてかろうじて100万円程度のプラスになっているにすぎないという調査が出ているのですけれども、こういうのが本当に実態なのかどうでしょうか。課長、分かりましたら。

○議長（吉田好宏議長） 農業振興課長。

○農業振興課長（矢野潔課長） 細かな数字を手元に持っていないので、申し訳無いのですが、たしかに今おっしゃられた法人経営の中では、なかなか所得は得られない。こういう結果に統計的な、全国的な見方からいうと、そういう点があろうかなと思います。これについては、特に本道の法人であれば全く逆といいますか、数戸の農家が土地等を持ちよって経営をして、更に外部からの受委託を受ける訳でありますから、相当な上積み分が考えられますけども、府県辺りの小さな農業の中に、集約の限界。法人を設立しても、規模自身も小さい訳でありますし、それだけの仕事が

こなしていけるかどうか、いわゆる受委託の規模でありますけども、そういった全体の作業量が少ないために、元々規模も小さいそういった事からそういう比較が言えるのではないかと理解をしております。

○議長（吉田好宏議長） 7番。

○7番（橋場 守議員） 一再々ー 水準が高くてと言われたけども、実際は今まで色々国は対策出してくるけども、農家が実際に良くなったのか、安定しているのだろうかということを基本に考えなければならないと思うのです。そうすると、今まで国の農業政策を一所懸命支持してそのとおりにやってきたのだけれども、忠実にやってきたと思うのです。ところが実際現状は、町長これなんとかしてくれ、あれなんとかしてくれという要求が出てくるほど傷めつけられていると思うのです。そういう点で、これからなお更、全部市場に出してしまっても備蓄米はもういらぬという方向だとか、備蓄しないと、勝手に作らせるけども余った時には農業者が処分しなさいという事まで出ているというのです。こんな事をやられたら、とてもじゃないがやっていけなくなるのは、私達素人の目から見ても分かるので、是非国に対してさっき町長が言われたように、日本の食料をどうするのか、農家の生活をどうするのかという立場で国に強く要求して行ってほしいなと思います。これは、考え方だけ言わせて頂きまして、次、町村合併に。できるだけ協力したいと思っております。

○議長（吉田好宏議長） はい、町村合併に入ってください。

○7番（橋場 守議員） 合併についてですけれども、さっき税収が5%以下の自治体はやっていけなくなるので合併しろと言ったというのがありましたけれど、偉い人というか、学者でも大学の教授でも二通りあるのです。私達は、国の方にばかり肩持つ学者を御用学者と呼んでいる訳ですけれども、そうでない学者もいるのです。

1番問題にしているのは、財政危機、赤字を作ったのは誰なのかという事をまず責任をはっきりさせなければならないと思うのです。何しろ、合併しなければやっていけなくなるというけれども、合併を勧めている国の意図というのは、国の財政負担を少なくするというのが大前提だと思うのです。違うでしょうか。そうすると、合併した後に良くなるはずがないのです。始めから国の負担を少なくするというのが目的なので、始めは交付税を合併してから10年間みると言っているけれども、その自治体の状態が例えば沼田がもっと過疎になれば、それだけ基準財政需要額が少なくなる訳です。それにかかって、合併した時のものがそのまま10年間続くというものではないのです。

それから地方交付税法を今、変えようをしている訳ですから、もし法律でその内容が変えられたら、なんぼか変化する部分を弾力性もたせるかもしれないけども、合併した所にも必ずいく訳ですね。そしたら、単純に合併してたらやれのだけという事ではなくて、勿論合併した自治体そのものは壊れませんよ、された小さな自治体

の所の行政が一体どうなるのかと言ったら、絶対良くなれないと私は思う訳です。

そこで是非とも、一つは町民に対して正確な情報を提供するという事は必要だと思います。奈井江に私達町の議員だけで、財政の問題で勉強会をやって、向こうの課長さんに来てもらって色々説明してもらったのですが、奈井江ではもう6回くらい合併について情報を町民全部に配っていますね。この点では、沼田町遅れているのではないかなと思いますので、早急に情報提供をするべきだと思うのです。この点と、とにかく交付税法、補助金制度を今までどおりに憲法に保障された国民の生活を平等に守るという立場から、引き続き奮闘して頂きたいと思います。

ここに、長野県知事選挙でもって、知事さんが盛んに誉めている、栄村という村があるのです。この村長さんが書いた本の中に、ここに書いている全国町村会でもって2001年7月に発行したこの事を取り上げているのです。山村のもつ全国的意義というのを書かれていますし、この当りやはり東京都知事なんか、田舎の人達は都会の都市の税金を持っていっているという発言もしていますけれども、冗談じゃあないと、貴方達生きているのは俺達のお陰だろうというくらい強い姿勢で国に対して要求して欲しいなと思います。如何でしょうか。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）先ほど横山議員の所で詳しく考え方を説明させて頂きましたので、簡略な答弁をさせて頂きますが、情報につきましては若干不足な面があったらと思います。より慎重に扱いたいのかなと思っておりますので、先ほどのこういうもの、或いはこの橋場議員がおっしゃる全国町村会、これは各議員さんには後程コピーして差し上げたいと思いますけれども、自治振興協議会の折にお配りしましてですね、十分ご説明申し上げていきたいと思っております。私どもとしてはこの歴史文化を大事にするといえますか、小さな単位で成り立ってこそ日本の国だと私ども思っておりますので、そういう事も訴えながらしかしながら財政的にはこういうふうになります。それには、この地域を守るとすれば住民の皆さんからも大きな声であげてもらわなければ、維持できないという事を説明させて頂いたりして対応をさせて頂きたい。

特に交付税については、交付税制度自体を日本の国として必要な措置であったと誰しも認めている事がありますから、強く存置を求めていきたい、現行どおりの維持を求めていきたい。ただ、補助金ですとか色々な面については、地方の財源に委譲さえ十分カバーできる部分が出てくると思っておりますので、そのような部分を含めて町村会を通じては勿論でありますけれども、議会の皆さん方のお力を借りながら私達も頑張っていきたいと思っておりますので宜しくお願いいたします。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。次に、憲法を暮らしに生かす問題について質問して下さい。

○7番（橋場 守議員）私達は憲法を守るという立場で、京都知事でやったミナガワトラオさんが、憲法を暮らしに生かすという横断幕を建物に貼っていたそうなのだけど、憲法を変えようというよりも、憲法に我々が保障された生活権、例えば農村の人達だって、農業をやろうと思ってもできないような状況をやらせている訳ですから、こういう憲法に我々の生活を近づけるという努力は必要だと思います。

実は、最近離婚して沼田に親や兄弟を頼って来る人がたくさんいるのです。主に女の人ですと、生活やっていけないのです。ところが、空知支庁の社会福祉事務所の職員の中にはひどい人がいて、我々は抗議にも行くのですが、例えば老人の年金生活者が人が病院に入ってもどうにもならないような所で、生活保護を申請したのです。そしたら親戚の家まで行って、そこに交通事故で障害になった人がいるのです。その人に対して、この人を施設に入れたら生活費がもっと浮くでしょう。それで援助しなさいという事まで言った人がいるのです。こういう、人権を侵害する事を平気で言う人もいますし、日本の制度は全部申請主義ですから、なんぼ困っても我慢しててよそから借金して何とかやってきた。けどもう出来なくなったとって今申請しますと、生活保護を受けるのはその日からなのです。前の謝金は一切みてくれませんか、そういう状況の中で生活も止むに止まれず取る人達がいるのです。こういう人に対してやはり、地方自治体というのは行き倒れの人も面倒を見なければならぬのが地方自治体なのです。それなのに憲法で保障されている最低生活。生活保護を受けるときに、惨めな思いをさせるような言動は謹んでほしいなと思うのです。そういう立場で、町長はじめ職員共々、憲法遵守の立場を貫いてほしいなと思う訳ですが如何でしょうか。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）今のお話の部分に関しては、当然権利でしょうから、私ももきちっと、まあ支庁の職員にそういう行き過ぎがあるのであれば、これは担当の方でも気が付くでしょうから、その時には忠告もさせて頂きたいと思えますし、また、民生委員さんがそれぞれ地区におりますので、そういう方と連携を取りながらかりにも沼田の中でそういうような事の無いように努力をさせて頂きたいと思えます。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか、はい。次に8番、大沼議員。臨時介護職員の待遇について質問して下さい。

○8番（大沼恒雄議員）8番、大沼です。今も橋場議員さんの質問あったとおりですが、沼田町はそういう職員もいらっしゃらないと思えますし、一生懸命頑張っているのかなという感じがあります。臨時介護職員の待遇についてということでお尋ね致します。

今、利用者に対しての接し方、介護職員としての責任は正職員、臨時職員に仕事

の差があるとは思えません。まず、この仕事に差があるという事について町長はあるかないかどのように考えているかお尋ねしたい。それから、臨時介護職員の待遇を今後どのように考えていくのかという事をお尋ねしますが、平成12年度の決算特別委員会でも意見報告しましたとおり、こういった待遇、意見書が13年度、14年度活かされていないのではないかという感じも致しますので、その辺のお尋ねをいたします。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）正直に申しまして、私は正規の職員と臨時の職員とは、仕事の内容に類似するところがありますけれども、責任ですとか色々な面からいくと、同じだとは言えないだろうと思っている所であります。それから、確かに決算でそのようなご意見がなされているところでもありますけれども、過去の経過からいきますと従来臨時の職員に対しても、例えば年末手当を出していた時期がありまして、それらについては適当でないという議会の意向もありまして、廃止をした経過があります。

現在は、その時にその手当分を一律に賃金に被せて、賃金の引き上げをしました。それと、私どもとしては確かに旭寿園、和風園という介護職員というのは、肉体的な労働の面で非常に負担が強いだろうという事で、普通の臨時職員の単価よりも高く賃金をセットさせて頂いています。

ちなみに、旭寿園、和風園でも職員で特殊勤務手当の差があるように、それぞれに大変さがあるだろうという事で、月額で雇っている方につきましても、和風園については13万4千円、旭寿園については13万6千円と僅か2千円ではありますが、格差をつける。出来るだけ、その職員に合った賃金を支給しようという努力はしていることをご理解頂きたいと思います。

しかしながら、現状こうした状況で週休2日、或いは夜勤勤務の体制の強化、待遇改善の充実をすとか、色々な面で改善を図ってくる事によって、正規の職員の数が不足をする。しかしながら、国の措置単価といいますか、そちらの方は町の改善に合った単価にはセットされてきていない。依然として週1回の休みのままの単価です。ですからそこで、私どもは町立の施設なものですから、庁舎の職員の週休2日制が実現し、或いは勤務の時間の短縮をし、そういうものが実現するとすればそれはスライドしてお互いの施設の所も全部一律にやっています。これが、将来的にはこの両施設の経営に非常に負担になってくるであろう。

それと、先ほどから申し上げておりますように、前にも橋場議員さんから質問ありましたけれども、そういうような一定の正職員と同じような待遇でやったら、これは両施設とも赤字の経営になってしまう。これを一般会計からの持ち出しになってしまうという事になると、今でさえこういう厳しい状況の中で温泉にも注

ぎ込み、自動車学校にも昨年は注ぎ込み、ひょっとすると加工場にも継ぎこまなければならない。そういう状況の中で、これ以上和風園、旭寿園或いはデイサービス、そういう面に対する費用負担が出来ないという事で、4月からデイサービスは社会福祉協議会に委託をしております。

それと、質問に出ているのは介護職員だけですけども、旭寿園と和風園の調理員も今、臨時に切り換えつつあって、そうやっていかないと経営が出来ない状況にある。しかも、来年から介護保険適用の旭寿園については施設単価が下げられるという。儲かりすぎているから下げるといふ情報が既に入っています。その中で、それじゃあ職員の皆さん方を引き上げる事が可能なのかどうか。そうすると、どうしてもやれという事であれば、これは最終的に民間にあの施設を全て衣替えして委託をするか、その方法しかないだろうと思うのです。

その事も理解をして頂かなければならない。それと、例をあげて申し訳ありません。商店の場合でも、例えば正規の職員を雇っていて、経験のある方が入ってきて、その方のほうが優秀だからといって臨時の方に高い給料を払うだろうか。同じだと思うのです。経営からいくと。ですからその辺はご理解頂いて、私どもは先ほど言いましたように、他の職種から見ると高い位置付けをしているという事も理解して頂きたい。

それから、今旭寿園の方は夜勤が入って、臨時も入るようになったのかな、出来るだけ臨時の方については夜の勤務を外してやっていますから、そういう面での職務の違いというのもありますし、先ほどから質問にも出ておりましたように片方のほうは正規の職員で、地方公務員法で縛られ、色々なもので縛られた中での責任、このことはやはり臨時の職員との差は大きくあだらうと思うのです。何か間違いを起こしますと即座に懲戒免職という事になりますと、これは自分の将来一生背負ってまわらなければならない。だけど、臨時の方に対して何かがあったとしても懲戒処分なんていうのはあり得ないですから。そういう法律上の違いもあるという事もご理解いただきたいと思えます。

とにかく私どもは今、合併もそうですけども苦しい財政の中で、役場の外郭施設も入れて、どう運営して町民の皆さんの負担の軽減を図るかという事が大事な事だと思うのです。その辺を、苦しい台所事情といいますかご理解を頂きたいと思えます。

○議長（吉田好宏議長）はい、8番。

○8番（大沼恒雄議員）一再一 ちょっと臨時職員の関係で、町長ちょっと飛びすぎているのかな、深く考え過ぎているのかなという感じがあるので訂正させてもらいたいのですが、現場で働いている介護職員。これの矛盾点というものを非常に多くあると思うのです。矛盾点です。例えば、これ両園長にもお尋ねしたいのです

けれども、完全に介護職員として補助的に入っている介護職員だけだったら僕も、今町長言われるような基本的な考え方は分かるのです。けど既に8年間、もしくは10年間勤めている臨時職員さんいらっしゃいますよね、その方は既に介護職員としてもローテーションの中に組みこまれて仕事している訳です。そうした場合、例えば今町長言われる様に13万4千円かける12ヶ月分で、大体160万ですか、これが平成11年度から据え置かれて上がっていないのも事実ですね。

それからもう一つは、今ローテーションの中に組み込まれている臨時の介護職員さんに仕事の差が無いのですよという事は、お年よりというか利用者は分からないのです。あくまで物じゃないので、例えばこれが事務の補助さんだとか、そういった方であれば正職員さんの補助としての仕事、だから臨時さんですよというのは分かる。

けど相手、利用者は全部お年寄りなのです。だから長くいる、臨時の介護職員さんの方が当然責任も出てくるのです。また、利用者の人も尋ねやすい。だからこういった部分で、ローテーションの中に組み込まれている臨時の介護職員さんが、正職員さんとの仕事の差というと、法律的なものだけじゃなくて、責任というのは随分ついて回っている私は思うのです。その責任について、まわっているかまわっていないかは両園長、答えられたら後で答えて頂きたいのですが、それお願いします。

それともう一つ予算的な措置、確かに分かります。今、町長の場合ですと臨時の職員さんを正職員にする気は無い。これは良いと思います。本当は正職員にしてもらいたいのですが、ただ、待遇という面では予算だけの待遇じゃなくて例えば、正規の介護職員さんは、介護職員手当たしか月5千円位出ると聞いてます。でも、そのローテーションに組み込まれている介護職員さんには出ていません。それから、例えば今決算期の関係ですか、期末手当の関係ですか、出ていましたけれども、これは僕達の前なのか僕達がいる時なのかちょっと分からないのだけれども、せめてそういった現場での矛盾ですよ、それを給料のアップですとか、臨時職員さんの処遇という事に対して、町長少しでもたとえば考えてあげる気がないかという事なのです。

和風園の基金は、今5千万くらいありますか、それから旭寿園の基金は8,300万円ほどあると聞いています。たしかにこれから長い目に見たときには、大変かもしれませんが、念頭に当たっての一般財源がまるっきり赤字になってしまわないのであれば、こういった方の臨時さんの待遇というものを町長考えてあげるべきでないかと思うのですが、如何なものでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）現状、和風園の場合ですと月額で4名の方、それから旭寿

園でいきますと9名の方がそれぞれ働いてまして、中で介護福祉士持っている方は1名の方ですけども、これらをそういう待遇改善を図るとすれば、町の単価といえますか、そういうものは全て一律決定をさせて頂いてまして、例えば幼稚園の園長、学校長を退職して幼稚園の園長を就任して、14万5千円程度しかお支払いをしていない。これも、例えばデイサービスを委託をした関係で、私どもの元の職員石脇さんが所長をやっていますけども、担当課からはこれらについても責任の度合いからいってもう少し引き上げてくれという要請がありましたけれども、それは責任のある幼稚園の園長も14万5千円しか払っていませんよ。それじゃあ片方だけ高くなるというような事にはならないだろうという事で、15万円程度で押さえているのでしょうか。そのような運営をさせて頂いておりますけれども、いずれにしましてもこういう答弁はあれかもしれませんが、私の記憶では、月額で委託を受けてやっている方の、度の程度か記憶が定かではありませんが、本人がこの程度の金額で良いので再雇用してほしいという方、或いは役場に息子がいるので、こういう金額で私は働かしてもらえれば有り難いという方。それぞれの事情で、こういう金額を決定をさせて頂いている所です。ですから、入ってしまえば関係無いこれじゃ給料安いというのであれば、これは私どもとしても雇用のあり方自体をもう少し検討していかなければならないのかな。それと、両園長に言っているのは、臨時を例えば旭寿園の場合9人抱えていますので、臨時を9人カットして2人の正職員を入れた場合に、園の運営としてはどうだとかそういう検討も今させておりますので、そういうような事も総合的に検討しながら、或いは旭寿園の場合については早い時期に、社会福祉協議会或いは民間に委託をしたいと思うのです。今抱えている町の職員は当然町からの派遣職員でありますけども、新規採用は運営する団体の責任でもって採用してもらおう。そうでもしなければ、私ども先ほどから言うように将来に渡って、この両施設を運営する事が難しいと考えております。それほど、将来的な財政の不安といえますか、そういうものが私どもには非常に大きな負担になっているという事もお聞きしたいと思っておりますので、おっしゃられる意味も十分理解をさせていただきますので、今年予算の時期に担当課或いは財政課と十分論議をさせて頂いて、経過の説明はきちっとさせて頂きたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）はい、よろしいですか。8番。

○8番（大沼恒雄議員）一々再々園長、答弁無理なのかなと思うのですが、あくまで臨時職員、例えば旭寿園だと9名ですか、和風園だと4名、それを全部しなさいといっている訳ではないのです。それなりに、そのローテーションに組み込まれている人達それから、長い年数働いてきている人達を手厚くしてあげたら如何ですかと言っているのです。だから、出来ないなら出来ないという事じゃなくて、それは町長の気持ちで言えば、町長の気持ちでもって出来るのではないかなという気が

します。だから。例えば待遇という事には、職場の地位ですよ、それから労働条件だとか給与等の処遇、待遇の中には入るのですけども、たまたま10年間勤めている臨時さんがベテランになっています。それで、今年入っている新卒の人達は介護職員として、何も分からない状況から入ってきているのです。そうすると、矛盾というものがどうしても現場に出てきませんかと言っているのです。8年間、10年間やっているベテランさんが給料上がらないで、年間160万くらい。2年目の介護職員になると250万から270万くらい手当が出てくるのですよ、町長。

だからその部分は、例えば退職した方が臨時職員だったらその値段でも、給料で納得するのかな。だけどそうじゃあない、もう一方では何年か前に中途採用で上がっていった正職員さんが一杯いらっしゃいますよ。だから彼女達もそういった部分では希望を持って、来たいしながら日夜頑張っていると僕は思う。だから、正職員に出来ないのだというのであれば、せめて両園長とお話しをして、例えばこの方という事の中での待遇をもってあげれば私は良いのではないかという事なのです、町長。

だから、その辺を利用者は物じゃあない人間なんで、その辺をきちっと気持ちよくできる、そして職場での矛盾もなるべく持たないような形でできる、旭寿園、和風園であるべきでないかと私は思うのです町長。だから、その部分は園長が権限ある訳でないので考えられなないと思いますけど、町長がその辺でもう一步踏みこんだ形での処置ですか、してあげればいいなと思います。それと、最後にひとつ言いたいのですけども、正職員が臨時職員ほど働いていないと思っている訳ではありません。

それともう一つは、今回のこのことについては、臨時さんから何か言われて出したのかと考えているとしたら、それは解いておきたいと思います。その、それだけ町長誤解しないで聞いて頂きたいのですが、もう1回だけ町長。

そのローテーションに組み込まれている臨時職員さんに対しても、今のその待遇を全然考える気ないか、わかりましたと言ってくれるか、その点如何でしょうか。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）ここは介護職員だけの質問ですけど、逆にいうと役場の中にでも、もう10数年臨時で働いている超ベテランの方がいらっしゃいますけども、これらも今、大沼議員さんがおっしゃったあれでいきますと、待遇を改善しなさいというふうになりますね、しかしながら、全てのものをそのようなやり方をして行きますと、役場全体の組織が一体どうなってしまうのか、ほろしん温泉などもそうですけど、その辺を考えると全体をもう一度予算編成の時期に、考えをさせて頂きたいという事でおりますけども、なんといいですか、できればできるだけ調理場の方が臨時職員に切り換えているように、経費の無理が掛からないように切り換えて

いきたいというのが私どもの狙いですから、町立でやっても尚且つ派遣の職員を入れる場合も今後ありうと思うのです。その時に、それじゃあ町の職員と同じ経験があるからこの方は、企業からの派遣職員だから給料が安いので上げなさい。これにはならないと思います。

ですから、その辺を考えていただければご理解頂けると思いますが、例えば実際に大沼議員さんところで、さっきも申し上げましたように、働いてくれる従業員で正規の高卒職員がいて、そのほかに手が足りないから臨時を雇った時に臨時がものすごい裁ける人だった。その人に、正規の職員よりも高く払うだろうかという事だと思ふのです。そんな事ですので、あまり長くなってもあれですから是非その辺で十分検討させて頂きたいと思ふます。これは議会にも協力をして頂かなければなりませんので、和風園、旭寿園、なごみの将来をどうするかというのは私どもの考え方といいますか、これをもう一度各委員会ごとに将来的な展望を含めてお話をして、今ご質問の内容については予算の11月か12月の始まるころには論議をさせて頂きたいと思ふます。

○議長（吉田好宏議長） はいよろしいですか。はい。以上で、町長に対する一般質問を終わります。

（教育長への質問）

○議長（吉田好宏議長） 次に、教育長に対して一般質問を行います。通告順に順次発言を許します。7番、橋場議員。教育行政1、2について質問して下さい。

○7番（橋場 守議員） ここに書いてあるとおりのので、お答えいただきたいと思ふます。

○議長（吉田好宏議長） はい、教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長） 制度の見直しに対して、町長の意見はどういう事かという事だろうと思ふのですが、議員もご承知のとおり、この義務教育の経費といふますか、これについては憲法で第26条できちっと謳っております。義務教育は無償とすると、こういう事を謳っておりますので当然これは堅持していかなければならない。そういう見解でございます。

それから、2番目の問題でございますけれども、当然今申し上げたように、反対の立場として空知教育委員会、或いは教育長会を通じまして、局や道に働きかけていかなければならないそう思っております。

○議長（吉田好宏議長） はい、よろしいですか。次に、3番、室田議員。スポーツ振興について質問して下さい。

○3番（室田俊朗議員） 3番、室田でございます。書いてあるとおりののですけど、

ちょっと説明させて頂くと、以前にもこれ高穂スキー場の関係なのですが、以前にもそれぞれ質問したことあるのですが、教育長も何回もスキー場行って現状見ておられると思うのですが、将来どのように考えているのかちょっとお聞かせ頂きたい宜しくお願いいたします。

○議長（吉田好宏議長）教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長）当然青少年の健全な育成を図るためには、スポーツというものは大事でありますから、どちらかというとウィンタースポーツと言いますか、冬期のスポーツとなればやはり高穂スキー場をひとつの中心とした、スポーツ振興になるかと思えます。その中で、将来どうなるかという事かと思えます。実はですねこの問題につきましても議員も御承知かと思えますけど、非常に対応年数もきているという事もありまして、現在検討委員を教育長の諮問機関としまして立ち上げる予定でございます。そこで検討して頂いて、その結果について今後考えていきたい。そう思っています。

○議長（吉田好宏議長）はい、3番。

○3番（室田俊朗議員）一再一 検討委員会、当初4月にやるという事でしたが、その後いつやるか聞いていないのですが、その検討委員会の方針によってはどうなるか分からないと思うのですが、教育長としての考えはどういう考えなのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長）一番先に申し上げましたように、健全な青少年のスポーツ振興を考えていくとなれば、やはりこれは欠かせないものでして、出来るならばこのスキー場はやはり沼田にとっては、学校の教育指導にも必要でないかなと思っているところでございます。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。以上で、教育長に対する一般質問を終わります。これをもって一般質問を終了致します。ここで、暫時休憩を致します。

15時20分 休憩

15時56分 再会

（一般議案）

○議長（吉田好宏議長）日程第8、承認第6号。専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長） 承認第6号をご覧下さい。承認第6号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙

のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

平成14年9月9日提出、沼田町長名でございます。次のページをお開き下さい。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定によって、平成14年度沼田町公共下水道特別会計補正予算（専決第1号）を別冊のとおり専決処分する。

平成14年8月20日、沼田町長名でございます。

別冊の平成14年度沼田町公共下水道特別会計補正予算（専決第1号）をご覧下さい。1ページでございます。平成14年度沼田町公共下水道特別会計。専決にいたった経緯は、下水道事業債において公営企業公庫借り入れ分の内、年利率7%以上について経理の借り換え、繰上可能でございますけれども、本町申込み中のところ約830万円が可能になったということで、8月19日通知があった次第でございます。本来書き換えにかかる歳入歳出を予算計上しまして、議決を得る必要があるところでございますが、借り換え日が8月30日ということでありまして、8月20日専決により事業執行するものでございます。これが借り換え、繰り上げ償還によりまして利子の軽減額が約207万円と試算されてございます。以上、よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第6号は、承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、承認することに決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第9、議案第70号、北空知衛生施設組合同規約の一部を変更する規約についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長） 議案第70号、北空知衛生施設組合同規約の一部を変更する規約について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北空知衛生施設組合同規約の一部を別紙のとおり変更する。

平成14年9月9日提出、沼田町長名でございます。

次のページの、北空知衛生施設組合同規約の一部を変更する規約をご覧頂きたいと

思います。条文の朗読は省略させて頂きまして、変更の内容について説明を申し上げます。

まず規約の第3条の変更については、ごみ処理を広域化で実施することにより可燃ごみ及び生ごみを北空知衛生センター組合で共同処理することから、同組合の共同処理する事務から可燃ごみ、生ごみを除く為の字句の整理をしたものです。

次に第12条の変更ですが、組合において事業系の直搬、直接搬入ごみの等の手数料を各々から徴収し収入としていることから、これの字句の整理と分金への負担割合を構成町におけるごみの減量化対策等が経費負担に反映するよう、人口割からごみ処理量割に変更するものでございます。以上、変更内容について説明をいたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第70号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第10、議案第71号。北空知衛生センター組合規約の一部を変更する規約についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長） 議案第71号。北空知衛生センター組合規約の一部を変更する規約の一部を変更する規約について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北空知衛生センター組合規約の一部を変更する規約の一部を別紙のとおり変更する。平成14年9月9日提出、沼田町長名でございます。

次のページの北空知衛生センター組合規約の一部を変更する規約の一部を変更する規約をご覧頂きたいと思っております。

条文の朗読は省略し、変更の内容を説明いたします。今回の変更の内容は平成1

3年10月の組合規約変更において、可燃ごみ及び生ごみの処理について当分の間施設の建設整備に係るものと附則で規定をしておりましたが、12月1日から処理施設が本格的に稼働することから、この当分の間に係る期日の明記が必要ということで変更させて頂いたものです。以上変更の内容について説明をいたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第71号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第11、議案第72号。住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長） 議案第72号。住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例について。

住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成14年9月9日提出、沼田町長名でございます。

次のページの沼田町住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例をご覧頂きたいと思います。条文の朗読は省略し、条例の制定の主旨等について説明をさせていただきます。

まず条例の制定の主旨等ですが、行政報告の中でも触れられておりますが8月からスタートした住基ネットについて、この関係につきましては事務処理の迅速化、住民負担の軽減が図られるという一方で、データの漏えい等に対する住民の不安も高まっているところでございます。こうした中で住基ネットに係る個人情報の保護に関する対策等として町長が講ずべき処置や取り扱いに関する事項を定め、町民の個人情報の保護を図る必要から本条例を制定したものでございます。条例の概要でございますが、まず第1条におきましては条例の制定の目的を明記してございます。

次に第3条でございますが、住民票の記載事項の漏えい等に対し町長が安全管理のため適正な処置を講ずる責務がある旨を規定してございます。

第4条におきましては、住基ネットによる送信する事項7項目を明らかにしたものでございます。

第5条では送信、送受信により発生した苦情等の処理について明確な規定をしたものでございます。

それから第6条から第8条におきましては住民票の記載事項の漏えい、又は不適正な利用等がある場合等において町長が必要な処置を講ずることの旨を規定してございます。

第9条におきましては住民票の記載事項について不当目的により取得した者に対する調査等についての規定をしてございます。

以上、条例の制定の主旨と、それから条例案の概要についてを説明いたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、8番。

○8番（大沼議員）ちょっとお尋ねしたいのですが、守る基本的な関係から守るということはいいんですが、例えばこのハッカーに対する侵略とか、そういったものに対しての罰則というものはどこで設けるのですか。

○議長（吉田好宏議長）はい、住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長） 住民の基本台帳法の、住基ネットの関係でそのハッカー等に関する部分については国なり道の段階で各町村の段階ではそうそうハッカーというのが入ってくる要素は少ないのかという考え方はしております。ただ、国だとかそういうところで各管理規定だとか、そのセキュリティーの管理計画、それから容量等も十分な対応をして、その部分に対応していくというようなことで処理されております。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。

○8番（大沼議員）一再一 その辺がよく対処されてないということの中で、今騒いでいるのでないかという気がするんですよ。だから、逆にその沼田の中でハッカーがある、ないという事は別にしても、その沼田のもし条例を制定するにだったらそこら辺の罰則を入れたらどうなんでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）はい、課長。

○住民生活課長（辻 広治課長） 説明がちょっと不足しておりましたが、そういった事態があったときには町長の権限の責務のなかで、要するに不適切な処理、取得ですか、情報を、に入ってくるわけですから、そういった事実関係が分かったときにはすぐ切りますよと、切りますというかそれを停止をしていくような方法をし

てます。ただですね、そのハッカーというのがどういう様な状況で入ってくるのか、ハッカーというのは、私もコンピュータの関係はちょっとあれなんです、この入ったものが誰から入ったとか、そういうことは一切分からないわけですね。それに対してのその規制ですか、罰則だとか、そういうものについては特にここでは設けていないと。

○8番（大沼議員）設ける必要がないということ。

○住民生活課長（辻 広治課長） 設けられないんじゃないかと。

○8番（大沼議員）設けられない。

○住民生活課長（辻 広治課長） 特定出来ないわけですから、ハッカーというのは。

○8番（大沼議員）でも特定出来るんだよ、相手によっては。だから特定出来たときにどうするんですか。

○議長（吉田好宏議長）はい、すいません、ちょっと休憩いたします。

16時12分休憩

16時16分再会

〔以下、議案第74号まで録音されず、書記録及び議事次第書より記載〕

○議長（吉田好宏議長）再会いたします。そのほか、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第72号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第12、議案第73号。町税条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長） 議案第73号。町税条例の一部を改正する条例について。町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成14年9月9日提出、沼田町長名でございます。（以下、条文の説明）

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第73号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第13、議案第74号。沼田町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長） 議案第74号。沼田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。沼田町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成14年9月9日提出。沼田町長名でございます。

（以下、条文の説明）

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。7番

○7番（橋場 守議員）保険料が上がったのか、下がったのか教えて下さい。

○住民生活課長（辻 広治課長）国の法改正に伴い、病院にかかる医療の一部負担ではありますが、住民の保険税負担はありません。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか、ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第74号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決

ました。

○議長（吉田好宏議長） 日程第14、議案第75号。平成14年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長） 議案第75号。平成14年度沼田町一般会計補正予算について。平成14年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成14年9月9日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、平成14年沼田町一般会計補正予算（第3号）を説明〕

○議長（吉田好宏議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、9番。

○9番（横山忠男議員） 横山です。2点ほどちょっとお聞きしたいと思います。一点目は学校教育費の中ばかりじゃないんですが、緑化事業のことでご質問なりしようと思います。この木を植えるのは非常にいいことなんですけど、今まで100年記念でいろんなところに植樹をした経過がございまして、その後の木の状態が非常に悪いと。たまたま今、家の前で緑化工事を行っている業者に聞きますと、これ道の方もそうですけれども、前年度の予算で次の年のその雪囲いはいいのだけれども、雪囲いを取る時期が4月から5月になるんだと、そんなもんだから結果的にはその次の年度の予算でその雪囲いを取らないとならん。そういう状態なものですから結果的にはその新芽が出てきて、ややも伸びようとする時点までこう抱えられたまんま、木がおるものだから上手に伸びないし支障があるんだと、こんなふうな話でしたから、是非せっかく木植えてやるんですから、その雪囲いを取るまでの仕事を予算付けをしてきちっとやっていかないとせっかく大金を寄付していただいて、そういうおかしな木にしてしまうのなら、はじめからやらない方がいいのかと、そんな気がするものですからひとつそんなことでお話をしておきます。

それから、農業者健康者管理施設のほろしん温泉の改築工事ですけれども、今盛りにやり始めたところでございますけれども、この工期の期間ですね、これをみますると11月の30日が完成だということであるようですけれども、現場で聞いてみると10月の何日ぐらいで終わるようなことで進めているんだということですが、あういうお客さんを呼び込んで利用する状態ですから改装する場所をみますると二つなり三つなりに分かれているから早く仕上げるために業者を二つなり三つに分けて早急にやっぱり出来上がるような形をとれなかったのかと、こんな風な感じをしているところでございますから、どうしてこういう形でやらなきゃならんかったのかということをお聞きしたいのと、長くああいう工事をかけているとお客さんの入りも悪くなるだろうし、ゲームコーナーなんかあのまま使わないで体育館に1

ヶ月半なり2ヶ月なり置くということになればあの収入も減ることだろうし、そんなことでその辺のところを十分加味した中で請負わしたのかどうなのかお聞きしたいところです。

○議長（吉田好宏議長）はい、教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長） 今、緑化推進の植栽工事の中では囲い木ですね、囲い木を外す予算を今回組んでおきなさいという、こういうことだと思うんですけど、今回ここに載せておりますのは一応その囲い、木の植栽工事費と囲い木代なんです。除くやつは新年度予算になると思うんです。ですから今年、来年の新年度予算の時に当然その除く経費を組みますから、それは問題ないんでないかと思います。予算がその150万円なもんですからその中で今年分だけ載せているということですのでご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）9番。

○9番（横山忠男議員）一再一 私の言うのは来年度の4月になってから予算を組んで5月なり6月になってその予算を執行すると、雪囲いそのまま木を締められたままだと、だから今まで植えた木は駄目なんだと、だから4月に予算組むなり、補正予算でもいいから早く組んでその木の囲いを取りなさいよと、これ教育長ばかりでない町の公園全体こういうことだから、そういう風にやっていかないとせっかく植えても仏つくって魂入れないのと同じで、どうせ枯らしてしまうのならはじめから植える必要ないとそういうこと言いたいだけです。

○議長（吉田好宏議長）はい、建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長） ただ今の公園を含めました樹木の冬囲いの解体でございますけれども、もっともでございますので来年度以降なるべく公園管理につきましても早めに取りっていくような方向でしていきたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）はい次、助役。

○助役（市橋忠晴助役） ほたる館の今の改修工事の件でございますけれども、ご指摘ありましたように営業をしながら工事をやっているという事で利用客の皆さんには非常に迷惑をかけておりますけれども、それらにつきましては現地の、現場とまた支配人とも十分に連携を取りながら今横山議員から指摘のあったことのないように徹底していきたいと思っております。

それからもう少し分散して～～～できなかつた工期を短く出来なかつたものかということでございますけれども、やはり分散して発注しますとどうしてもその工事費が高くなるというようなことで集中的にやりたいと、そういうことの方でやっているところでございます。

尚、営業につきましても利用客に迷惑をかけないということでいろんな周知をし、また工期内に少しでも一日でも早く工期が完了するようにということで連携を取っ

てやっているところであります。

○議長（吉田好宏議長）はい、よろしいですか。

○9番（横山忠男議員）一々々々今の目的というか大体完了するのはいつ頃のつもりで完了させるつもりしているのか、その辺、工期内工期で終わらすつもりなのか、どうなんですか。

○議長（吉田好宏議長）はい、建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）ただ今の工期の関係でございますが、工期設定には現場とそれから役場の担当者と建設課で打合せして設定してございますが、なるべく議員が今ご質問ありましたように短期間で終わるようにあがっております。この工期の中には書類の整理とかそういうことも入っているかと思っておりますので、入っておりますので、11月30日となつてございますが実際には約半月からその程度は書類整理等に要しますし、あと施工の努力で一週間なりそれを短縮が可能かと思っております。そうしますと遅めに見ましても11月の10日前後、早ければ10月いっぱいというようなことでいけるかと思っております。

○9番（横山忠男議員）10月いっぱいとなつても大方2ヶ月だよな。その辺のゲーム機だとかあういうものを使わないでいるものだから、やっぱりあそこのやりくりなり収入が減るだろうし、その分また来年になつて一般会計から出さなきゃならんようになるとまた大変なので、やはり15日でも半月でも早くやっぱりでかすようにひとつ努力していただくようお願いいたします。

○議長（吉田好宏議長）はい、他に。はい、山木議員。

○10番（山木一男議員）10番。今のほろしん温泉の改修でありますけども、先般行われました退任議員との懇親会、その席上町長から大変な経営状態にあるんだと、こういうようなお話がございました。それを何とか収支を改善するために今回の予算措置がとられたと、このように私は思っているわけであります。今回のこの予算の執行でどれほどのその効果を試算しているのかちょっとお伺いを申し上げます。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）具体的にいくらいくらというような金額の積算をしたあれはありませんけども、とにかく毎回議会の方で要望のあります休憩室、入り口の入りやすい雰囲気にもまずするということと、それからどうしてもレストランへお年寄りの皆さん方が移動するということが不可能な状態にありますので、ちょうど入って右側の今のゲーム機の置いているところを大々的というか、純和風なものに切り替えてそこでソバ、うどん、カレーライスぐらいだったかな、そういう簡易なものを提供できるようなものにしたらもっと売れ行きがいいだろうと、そういうことと、夕方以降は今こちらの入って左側のところでビールやってますけども、それらもみんなそこへ入れてしまうことにしまして一つのゾーンの中である程度レストラ

ン、向こうのレストランに変わる役割をこっちで果たしてもらおうと、そうすれば相当の収入が上がるんでないかということと、ゲーム機も今置いているゲーム機自体があまりにも精査されていないということで、時代にあったゲーム機に切替をしてやっていこうというそんな様な考え方でおりますので、人件費その他のことを考えても今土曜、日曜でもこちらのほうにアルバイトを二人おいたりしたりやってみますが、今度は常時そちらの方を使いますから、そういう意味での人件費の削減にもなりますし、経営上は非常に効率的になるんじゃないかとそんなふうに思っております。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか、はい、7番。

○7番（橋場 守議員）小学校の緑化の寄附の問題なんですけど、私も今のぐらい木が大きくなっちゃいいんですけど、それまでの管理、この150万円をその植林とそれから冬の管理も含めてやるのかどうかちょっと分かりませんが、この予算でやるとすれば植林とそれから囲いも、150万円使ったとするでしょ、そうするとこれが何年も囲いをしなきゃならないんです。150万円よりも経費かかってしまうんでないかというような思いがあるんです。ですから私、できれば寄附された方に別な方法に使わせてもらえないかと、そういうお願いしたらどうなのかと思うんです。片っ方では、一方ではあれですよ、中学校の方では伐採するというような話でしょ。やあね、こんだけ雪の多いところだからほたる館の行く道路に道がこう一生懸命植えているけど、あれだってどうするんだろうなと思っているんですけどね。その前に緑町から行ったらすぐの所に白樺植えたんですよ。みんなこうなっているんだよね。だから、緑化というのはあそこに雪投げないところだったらいいんだけど、学校の校舎の中でも、雪に痛められて私頼まれてだいぶん整理したことがあるんです、木こりやっていたせいがありますので。だからどんなものでしょうかね、そういうのは不可能かな。

それともう一つ町長の方にあれなんですけど、融雪溝を作った場合に20万円限度で半額助成しますよね。それは新設だけでなくて改良するやつにもということになっているんですけど、町民の皆さんからはずっと以前から融雪溝を作って金をかけて電気料払って町にこれまでずっと長い間排雪ないように協力してきたのに、その人達には一切何の恩恵もないというのはちょっと片手落ちでないかという意見が出ているんです。それで私はその人に自分で例えばモーターを取り替えるとか、打ち込み直すとかというときに半額助成してもらえるんだから、その点ではどうですかと言ったら、いやそういうことをしない人もいるから、ずっとモーター取り替えるぐらいでなくて、こう規模をみてもらってなんぼか町からお礼、何て言ったらいいんだろうかね、報償金みたいなものを支給してはもらえんのかなと、そういう意見があるのですよ。ちょっとそれやっぱり私も考えてみたらそうだと思いますし、

ちょっとそれどんなふうに検討していただけるかどうかちょっとお聞かせいただきたい。

○議長（吉田好宏議長）答弁の前にこちらから申し上げたいと思いますが、本日の会議時間、予定議案審議終了まで延長いたしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議会局長（金子幸保局長）橋場議員、今の2点目の関係ですけども、補正予算との絡みで

○7番（橋場議員）補正予算の絡みで、これから補正してもらわなきゃならん関係あるのでそうやって

○議会局長（金子幸保局長）それはちょっと。この補正予算の中身について関連があればいいと思うんです。

○7番（橋場議員）補正予算そのものを予算執行の中で、これをやっぱりやってもらうべきでないかという。

○議会局長（金子幸保局長）それはちょっと無理だと思うんです。それを許すとみんな、全てがそういうあれでできることになりますからね。

○7番（橋場 守議員）予算については全てを質問出来ると思う。

○8番（大沼恒雄議員）出来るんじゃないの。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○8番（大沼恒雄議員）出来るんじゃないの、本当は。

○議会局長（金子幸保局長）それは出来ない。それがいいというこであれば、補正予算の限定したものが全て拡大解釈になってしまう。

○7番（橋場 守議員）この補正予算では不足してますよという意見を述べれるわけでしょう。

○議会局長（金子幸保局長）実際に補正で出してないわけですから、それは。

○7番（橋場 守議員）だからこの補正はちょっと不十分だよという質問は出来るわけでしょ。

○議会局長（金子幸保局長）いや、それを許すと全て出来ますよね、考えていること、何々して欲しいということ、それに関連づけて。

○8番（大沼恒雄議員）いやいや、違う違う。その予算の中身、予算の関係だから出来ると思う。

○1番（久保 寛議員）議長、ちょっと休憩して。

○議長（吉田好宏議長）休憩します。

16時59分 休憩

17時00分 再会

○議長（吉田好宏議長）再会いたします。

○議長（吉田好宏議長）緑化の関係。はい、教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長）緑化事業を他のものに換えられないかという事だと思っておりますけれども、これはせっかくの寄附された方の想いでありますので、これは変更出来ませんのでご理解していただきたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）はい、休憩ですか。

17時00分 休憩

17時01分 再会

○議長（吉田好宏議長）再会いたします。他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第75号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第15、議案第76号。平成14年度沼田町水道事業会計補正予算についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）議案第76号。平成14年度沼田町水道事業会計補正予算について。平成14年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成14年9月9日提出、沼田町長名でございます。別冊の平成14年度沼田町水道事業会計補正予算第2号をご覧ください。

〔別冊 平成14年度沼田町水道事業会計補正予算第2号を説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第76号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 日程第16、同意第1号。教育委員会委員の任命についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田篤正町長） 同意第1号。教育委員会委員の任命について。

下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によって議会の議決を同意を求めるものであります。

提案理由につきましては、現委員の山本秀雄氏の任期満了によるものでございますが、永年本町の教育行政にご尽力を頂きました山本秀雄氏、任期満了に伴いご勇退を頂きまして、下記の方を推薦をさせて頂きたいというふうに思いますのでご同意を賜りたいというふうに思います。住所につきましては、沼田町字更新2128番地、氏名につきましては岡田聖人氏でございます。生年月日につきましては昭和33年6月16日生まれ、44歳でございます。学歴等につきましては、昭和52年に深川西高等学校を卒業されまして、昭和54年度に千葉工業大学を途中中退されて、現在の農業に従事をされております。平成6年の7月から14年6月まで沼田町社会教育委員、平成元年4月から平成2年の3月まで沼田幼稚園のPTA会長、平成12年4月から14年の3月まで同じでありますけども沼田中学校のPTA会長、沼田町PTA連合会の会長を歴任され、執権ともに沼田町の教育行政を推進する教育委員として適任者として推薦を申し上げたいというふうに思いますので、ご同意を賜りたいというふうに思います。よろしくご審議を賜りたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長） 説明が終わりました。お諮り致します。本案は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって、本案の質疑、討論は省略することに決しました。本案について採決致します。お諮り致します。同意第1号は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

17時07分 休憩

17時08分 再会

○議長（吉田好宏議長）再会いたします。

○議長（吉田好宏議長）議事日程の追加について、お諮り致します。

ただいま、陳情第1号、義務教育費国庫負担法から学校事務職員、栄養職員の給与費を適用除外することに反対する陳情について外4件について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。

よって、日程第17、陳情第1号、義務教育費国庫負担法から学校事務職員、栄養職員の給与費を適用除外することに反対する陳情について、日程第18、意見案第7号、国有林野事業の組織機構改革に関する要望意見書（案）、日程第19、意見案第8号、道路整備に関する意見書（案）、日程第20、意見案第9号、明年度税制改正に伴う「地方税源の確保に関する意見書（案）」、日程第21、議案第77号、沼田町養護老人ホーム（和風園）貯雪庫新築工事の請負契約について、以上、日程に追加することに決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第17、陳情第1号、義務教育費国庫負担法から学校事務職員、栄養職員の給与費を適用除外することに反対する陳情についてを議題と致します。

本陳情については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、陳情第1号は委員会付託を省略することに決しました。

直ちに審議に入ります。お諮り致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。

お諮り致します。陳情第1号は、採択すべきものと決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、本陳情は、採択すべきものと決しました。

○議長(吉田好宏議長) 日程第18、意見案第7号、国有林野事業の組織機構改革に関する要望意見書(案)についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが説明、質疑、討論を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。

意見案第7号を、採択いたします。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

○議長(吉田好宏議長) 日程第19、意見案第8号、道路整備に関する意見書(案)についてを議題と致します。ここで提案者より説明を求めるところですが説明を省略し、またこれより質疑に入るところですが、質疑も省略することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって説明、質疑は省略することに決しました。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。7番。

○7番(橋場 守議員) 私、反対の立場から質問するんですけども、提案者の方どなたか答えていただきたいんですけども、高速自動車、国道をはじめ高規格幹線道路の整備についてということなんですけれども、実際に今問題になってこれが無駄な、本当に必要な道路でないようなところに決めたからといってしゃり無理つけていく状況になっているんです。これらに対して一切批判も加えないでその通りやって下さいというような意見書になってますので、それはそれで、高規格道路なんかも見て皆さん、いやこんなの本当に今必要でないというような意見もこう出てきているわけですね。そういうことからいうともうちょっと批判的なものであってもいいんじゃないかと思うんですけど、そういうこと、このとおり国が進めている、その公共事業の全てをどんどんやりなさいという立場なんですか。

○議長(吉田好宏議長) はい、はい。

○5番（中村 進議員）はい。今の質問に対してですけれども、高規格道路の関係につきましても、ある程度の形の中で進めてきて～～～途中で途切れそこで終わりますということになると目的達成になりませんので、その完成するまで、新たな形の中で取り組む分についてはこれは考えていただきたいというふうに私自身も考えていますので、その形の中で賛成をさせていただきたいというふうに考えています。

○議長（吉田好宏議長）他にご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。意見案第8号は、原案のとおり。

○7番（橋場 守議員）討論、討論。

○議長（吉田好宏議長）これより討論に入ります。ご意見ありませんか。はい、7番。

○7番（橋場 守議員）今、中村委員長、提案者から説明が、答えがありましたけれども、私は今やっているもの自体が、計画しているもの自体に相当な無駄なものがあると思っています。しかも、採算がとれないのにどんどん、どんどんこの赤字が増えていってそれがまた地方自治体のほうに肩代わりさせるような方向が出てきている中で、やはりそれに歯止めをかけるような意見書でなければ私はならないと思うのです。そういう意味からこの整備事業、整備に関する意見書案には反対を致します。

○議長（吉田好宏議長）賛成討論ありませんか。はい、1番。

○1番（久保 寛議員）1番。7番議員から反対のご意見がございましたけども、5番議員から提案者の説明がありましたとおり、しかもお手元の意見書案を皆さんご覧だと思いますけども、北海道は特に広範囲でしかも本町は高規格道路が今建設中でありまして。せつかく道路網を整備にかかっている途中で中座、ちゅうとんするようなことであれば非常に地域の経済の活性化も損なうという観点から賛成を致します。

○議長（吉田好宏議長）他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。意見案第8号は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（吉田好宏議長）挙手多数であります。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第20、意見案第9号、明年度税制改正に伴う「地方税源の確保に関する意見書（案）」についてを議題と致します。提案者より説明を求

めるところですが、この際説明、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略することに決しました。意見案第9号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

○議長(吉田好宏議長) 日程第21、議案第77号、沼田町養護老人ホーム(和風園)貯雪庫新築工事の請負契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(野々宮 宏課長) 議案第77号、沼田町養護老人ホーム(和風園)貯雪庫新築工事の請負契約について。下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴い必要があるときは請負金額の10%以内において変更することができる。

記。1、契約の目的。沼田町養護老人ホーム(和風園)貯雪庫新築工事。

2、契約の方法。五社による指名競争入札。次のページに資料を添付してごさいますのでお目通しをいただきたいと思います。

3、契約金額。6,720万円。

4、契約の相手方。広進工業・協和工務所・けいじょう建設共同企業体。代表者、沼田町南一条3丁目6番62号、広進工業株式会社、代表取締役、広野伸一。

5、工事場所。沼田町旭町3丁目。

6、工期。契約の日から182日間。これは平成15年度の3月11日まででございませぬ。

平成14年9月9日提出。沼田町長名でございませぬ。

以上、説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長(吉田好宏議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採

決いたします。お諮りいたします。議案第77号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。 暫時休憩をいたします。

17時17分 休憩

17時18分 再会

○議長(吉田好宏議長) 再会いたします。議事日程の追加についてお諮り致します。

先に、採択された陳情に伴う意見書案が、追加提出されました。この際、これを日程に追加し議題にしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。

よって、意見案第10号、義務教育費国庫負担法から学校事務職員、栄養職員の給与費を適用除外することに反対する要望意見書(案)についてを、日程に追加することに決しました。

○議長(吉田好宏議長) 日程第22、意見案第10号。義務教育費国庫負担法から学校事務職員、栄養職員の給与費を適用除外することに反対する要望意見書(案)についてを議題と致します。

提案者より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。

お諮り致します。本案は、原案どおり関係機関に提出することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり関係機関に提出することに決しました。

(閉会宣言)

○議長(吉田好宏議長) お諮り致します。本定例会の会議に付議された案件は、すべて終了致しました。

よって、会議規則第8条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご

異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本定例会は、本日で閉会することに決しました。

これにて、平成14年第3回沼田町議会定例会を閉会致します。ご苦勞様でした。

17時21分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員